

四万十川における水難事故調査報告書

平成19年11月

四万十川における水難事故対策本部

(目 次)

はじめに	3
第1節 野外体験講座「集まれ！野生人」の沿革及び概況等	
1 野外体験講座「集まれ！野生人」の沿革及び平成19年度講座の概況	4
(1) 野外体験講座「集まれ！野生人」の沿革	4
(2) 平成19年度野外体験講座「集まれ！野生人」の概況	5
第2節 野外体験講座「集まれ！野生人」事業の管理状況	
1 信楽中央公民館の体制	7
2 信楽中央公民館の運営と事業内容	7
3 本年度における野外体験講座「集まれ！野生人」事業の担当	8
4 野外体験講座における事故の発生状況と安全対策	8
第3節 事故の発生経過	
1 野外体験講座「集まれ！野生人」夏キャンプの実施に至る経過	9
2 事故の状況	11
(1) 事故の概要	11
(2) 事故直前までの動き	14
(3) 事故当時の状況と対応	15
(4) その後の経過	17
第4節 事故に係る検証	
1 問題点の整理	18
(1) 職務権限と夏キャンプ実施の判断	18
(2) 日程の選定および日程変更	19
(3) 場所の選定	19
(4) 下見	20
(5) プログラムと事前打合せ	20
(6) 引率体制について	21
(7) 水への備え	21
(8) 野外活動指導者への指導・育成体制	22
(9) 教育委員会事務局の役割と指導体制	22

第5節	事故における具体的な対応上の問題点	
1	夏キャンプ当日の進行管理	23
2	川遊び時の安全管理	24
3	事故直後の対応	25
第6節	問題点の根底にあるもの	
1	事故を引き起こした原因及び背景	26
2	教育委員会の責任と課題	27
第7節	今後の取り組みについて	28
	むすびに	30

* 資 料 *

資料1

過去16回の「集まれ！野生人」の活動内容	32
----------------------	----

資料2

子ども体験事業 安全管理マニュアル	33
-------------------	----

資料3

対策本部の設置	39
---------	----

資料4

平成19年度甲賀市生涯学習要綱	42
-----------------	----

はじめに

平成19年7月31日、高知県四万十町の四万十川で甲賀市教育委員会信楽中央公民館が主催した野外体験講座において、甲賀市立信楽小学校6年生美馬沙紀さん、同校5年生藤田真衣さんお二人の尊い命を奪ってしまいました。

市では、事故発生後、「四万十川における水難事故対策本部」を設置し、お二人のご家族ならびに参加児童の保護者への連絡や報告、また現地の状況把握に努めてきましたが、お二人はもとよりご遺族に対し取り返しのつかない事故を起こしてしまったことや事故後の対応において、危機管理体制の不備など多くの課題や反省点があると認識しております。

そうした中、対策本部では、市が守らなければならない市民の生命を脅かされることのないよう今回の事故について説明責任を果たすため、関係者から聴き取りを行い、これらの事実関係と現地調査をもとに事故の発生経過と事故の検証、問題点をまとめました。

さらに事故の検証、問題点について、市民及び有識者による第三者委員会からご意見ご提言をいただき、二度と事故を起こさないという固い決意と誓いをもって、今回の事故により亡くなられましたお二人のご冥福を心からお祈りし、ここにご報告するものであります。

第1節 野外体験講座「集まれ！野生人」の沿革及び概況等

1 野外体験講座「集まれ！野生人」の沿革及び平成19年度講座の概況

(1) 野外体験講座「集まれ！野生人」の沿革

ア 野外体験講座「集まれ！野生人」について

「集まれ！野生人」事業（以下「本事業」という。）は、1991年（平成3年）に、青少年の健全育成を図るため、異年齢集団の子どもたちに、野外活動を通じて自主性や忍耐力を養うとともに自立心を培うことを目的に、小学校4年生から6年生の児童を対象として、信楽町中央公民館がはじめた野外体験講座である。

2004年（平成16年）10月1日の合併による甲賀市発足以降も、本事業は、野生人クラブの協力を得て甲賀市教育委員会信楽中央公民館の野外体験講座として継続実施され、2007年（平成19年）で17回目となる。本年は市内全域にも参加を呼びかけたが、参加した児童は信楽地域のみとなった。

※過去16回の「集まれ！野生人」の活動内容（P32 資料1参照）

イ 野外体験講座「集まれ！野生人」夏キャンプについて

本事業において、学校の夏期休業中に実施する夏キャンプは、1991年（平成3年）の第1回から、非日常的なことを経験させ、自主性や忍耐力を養うことを目的に、遠方において長期で実施するキャンプとして計画され、本事業での中心に位置づけられるプログラムである。

本年度を含めた17回の夏キャンプの概要は、以下のとおりである。

実施年度	行き先	実施期間	参加者(人)					計
			小	中	高	ボ	職	
平成3年度	兵庫県 母と子の島	8/7～8/10 (3泊4日)	13	-	-	1	3	17
4年度	和歌山県 古座荒船	8/1～8/3 (2泊3日)	28	1	-	1	2	32
5年度	兵庫県 母と子の島	7/29～8/3 (5泊6日)	32	1	1	1	3	38
6年度	富山県 能登島・立山・井波	7/31～8/4 (4泊5日)	29	2	-	1	5	37
7年度	兵庫県 母と子の島	7/29～8/4 (6泊7日)	14	9	-	2	5	30
8年度	和歌山県 友が島	0-157により中止						
9年度	愛知県 佐久島	7/29～8/3 (5泊6日)	24	5	2	1	4	36
10年度	兵庫県 母と子の島	8/9～8/13 (4泊5日)	21	6	1	1	3	32

実施年度	行き先	実施期間	参加者(人)					
			小	中	高	ボ	職	計
平成 11年度	静岡県 富士山麓山の家	7/31～8/4 (4泊5日)	23	1	-	1	3	28
12年度	三重県 登茂山キャンプ場	8/6～8/11 (5泊6日)	15	5	-	1	3	24
13年度	兵庫県 母と子の島	7/30～8/4 (5泊6日)	15	5	2	1	3	26
14年度	静岡県 富士山こどもの国	7/30～8/3 (4泊5日)	18	5	-	2	3	28
15年度	鹿児島県 屋久島・種子島	8/1～8/10 (9泊10日)	14	3	1	3	2	23
16年度	兵庫県 母と子の島	8/2～8/6 (4泊5日)	13	4	1	2	2	22
17年度	静岡県 富士登山・十里木	8/6～8/10 (4泊5日)	15	7	1	3	3	29
18年度	奈良県 天川村・弥山・八経ヶ岳	8/2～8/7 (5泊6日)	10	1	-	5	2	18
19年度	高知県 四万十川	7/30～8/5 (6泊7日)	12	2	-	3	2	19

※ 「小」…小学生、「中」…中学生、「高」…高校生、「ボ」…ボランティア
「職」…職員

ウ 「野生人くらぶ」について

1994年(平成6年)に、講座修了生である中学生や参加児童の保護者を中心に発足した「野生人くらぶ」は、本事業の企画・運営をサポートするボランティアとして、今日まで協力いただいている。

・平成19年度登録人数 : 11人(平成19年7月31日現在)

(2) 平成19年度野外体験講座「集まれ!野生人」の概況

- ア 実施期間 平成19年4月16日から平成20年3月27日
イ 講座回数 10回、及び特別講座1回
ウ 講座内容 以下のとおり

期日・場所	活動内容	参加者・指導者実績
4月16日(月) 信楽中央公民館	保護者説明会 4/16不参加者2名には、4/17	参加保護者 12人 職員 1人
4月18日(水) 水口中央公民館	に個別説明。 水口中央公民館は参加なし。	ボランティア 1人

期日・場所	活動内容	参加者・指導者実績
4月30日(月) 信楽中央公民館	第1回講座 「集まれ!野生人」 :グループ分け、パッキング	参加児童 12人 職員 2人 ボランティア 1人
5月26日(土) ~27日(日) 鶏鳴の滝駐車場(信楽・神山)	第2回講座 「CampだHoi」 :テント、かまど、ナイフ	参加児童 11人 職員 2人 ボランティア 3人
6月9日(土) ~10日(日) 岩尾キャンプ場(甲南・杉谷)	第3回講座 「CampだHoiHoi」 :クッキング、ハイキング	参加児童 11人 職員 2人 ボランティア 2人
7月8日(日) 信楽学園体育館 及びプール	第4回講座 「着衣泳&救急法」 :着衣泳、救急法	参加児童 6人 職員 1人 指導者 2人
7月30日(月) ~8月5日(日) ふるさと交流センター キャンプ場(高知県四万十町)	第5回講座 「最後の清流へ」 :長期キャンプ	参加児童 12人 職員 2人 ボランティア 5人
10月20日(土) 第2名神 or 芭蕉の道	第6回講座 「30km大遠足」 :遠足	
11月18日(日) 信楽運動公園	第7回講座 :クラフト	
12月22日(土) ~12月23日(日) 雲井キリスト福音教会	第8回講座 「Merry-Christmas with You」 :クリスマス会	
1月26日(日) 湖北野鳥センター	第9回講座 「里山くらぶ」 :自然観察	
2月23日(土) ~24日(日) 湖南アルプス	第10回講座 「桐生と湖南アルプス」 :厳寒キャンプ	
3月14日(金) 信楽中央公民館	修了式 ルンルンスキー説明会	
3月25日(火) ~27日(木) 妙高高原スキー場	特別講座 「ルンルンスキー講座」 :スキー	

エ 参加児童数 12人(小学校6年 7人、小学校5年 4人、小学校4年 1人)

※学校別:信楽小 6人、雲井小 4人、多羅尾小 2人

第2節 野外体験講座「集まれ！野生人」事業の管理状況

1 信楽中央公民館の体制

- ア 施設名 甲賀市信楽中央公民館（甲賀市教育委員会事務局生涯学習課所管）
- イ 所在地 甲賀市信楽町長野1252番地
- ウ 開設年月日 昭和48年7月31日
 （平成16年10月1日から合併により甲賀市が設置し、甲賀市教育委員会が管理）

エ 職員構成等

（平成19年7月31日現在）

職 員	信楽中央公民館の勤務年数（通算）	職員としての採用年月日	職員としての勤務年数（合併前年数含む）	担 当 業 務
館長 （課長補佐）	2年10月	S46.4.1	36年4月	公民館総括 人権教育推進協議会支部業務
主査	4月	H9.4.1	10年4月	スポーツ振興に係る各種事業の推進、社会体育施設の管理
主事	4年4月	H8.4.1	11年4月	公民館活動の推進 公民館の管理
青少年育成推進員 （嘱託職員）	18年4月	H1.4.1	18年4月	青少年育成事業の企画・運営に関する業務
家庭教育指導員 （嘱託職員）	4年4月	S46.4.1～ H10.3.31 H16.4.1	35年4月	スマイルキッズ事業、及び家庭教育事業
用務員 （臨時任用職員）	1年4月	H18.4.1	1年4月	公民館の施設管理業務
信楽プール 主事	3年2月	H16.6.1	3年2月	プール管理業務全般
人権教育課 主査	4月	S42.9.1	40年	人権教育推進協議会支部業務

2 信楽中央公民館の運営と事業内容

ア 運営方針と目標

平成19年度甲賀市生涯学習要綱（P42 資料4）における甲賀市生涯学習の主要施策の中で、「社会教育施設での学習活動の推進」及び「青少年の健全育成」を掲げ、公民館活動や青少年の体験活動として、年齢階層別事業、社会的・現代的課題別事業及び豊かな生活のための事業を運営している。

イ 信楽中央公民館の事業概要と野外体験講座「集まれ！野生人」の位置づけ

● 年齢階層別事業

【乳幼児期】 親子プレイステーション事業、スマイルキッズ講座、家庭教育サポーター支援事業

【少年期】 遊陶里カレッジ、野外体験講座「集まれ！野生人」、世代間交流事業「囲碁・将棋を楽しく学ぼう」、子ども公民館事業「物づくり夢工房、子ども映画会、コーラス教室」、地域体験活動事業「土曜元気塾、食育について（野山の素材を使って）」

【青年・成人期】 一般教養講座事業「近江回廊の歴史探訪ウォーキング」・「リフォーム教室」

【高齢期】 高齢者教養事業「紫香楽の宮の歴史・信楽焼の歴史を学ぼう」、世代間交流事業

● 社会的・現代的課題別事業

人権教育連続セミナー、人権・同和問題地区別懇談会、人権教育講座

● 豊かな生活のための事業

(趣味・サークル・実用講座・教室の開催)

ちびっこ水泳教室、成人水泳教室、シルバー健康教室、親子健康教室、成人健康教室

(地区文化祭・スポーツ大会)

エンジョイ・スポーツ大会の後援・支援、マラソン・ジョギング大会の後援、チャレンジデーの協力・取りまとめ

3 本年度における野外体験講座「集まれ！野生人」事業の担当

担当職員 (総括) 信楽中央公民館長

(主担当) 青少年育成推進員

(副担当) 主査、主事

4 野外体験講座における事故の発生状況と安全対策

(1) 事故の発生状況

青少年を対象とした野外体験を含む事業において、平成9年度の夏キャンプでは遊泳中の足の裂傷、平成10年度のルンルンスキー講座において足の骨折の事故があったが、それ以降平成18年度まで事故は発生していなかった。

(2) 安全対策

ア 野外活動安全管理マニュアル

子どもを対象とした体験事業において、不審者の発見、事故の発生、火災の発生及び地震が発生した場合における対処方法についての「安全管理マニュアル」(P 33 資料2)は、平成17年度に教育委員会事務局生涯学習課において作成され、市内公民館に配布されている。

しかし、事業企画段階での安全管理や危機管理の手順を示したマニュアルは作成されていない。

第3節 事故の発生経過

1 野外体験講座「集まれ！野生人」夏キャンプの実施に至る経過

(1) 夏キャンプ実施の経過

今回の夏キャンプの引率者であり、「野生人」の担当者でもある青少年育成推進員は、7～8年前に家族旅行で2回訪れた四万十川は、水がきれいで水遊びができる場所であると感じていたことから、昨年の予算要求時には、四万十川を夏キャンプの候補地として提案し、公民館内で協議し、当時の信楽中央公民館長が決定した。

平成18年11月 7日 信楽中央公民館は、平成19年度「野生人」の計画案を予算要求資料として生涯学習課に提出した。

平成19年 7月 2日 夏キャンプ引率職員(2人分)の出張命令起案

10日 夏キャンプ事業実施伺回議(信楽中央公民館長が青少年育成推進員を起案者として回議書を作成)

キャンプ開催期間 : 平成19年7月31日～
8月5日(5泊6日)

事業開催地 : 高知県四万十町
ふるさと交流センター他

同日、信楽中央公民館長が決裁し、教育委員会事務局へ回議

11日以降で、生涯学習課長、事務局次長、事務局長、教育長が決裁し、13日頃に決裁された。

18日 夏キャンプ引率職員の出張命令書決裁(生涯学習課長)

20日 同出張命令書財政課照合

30日～ 夏キャンプ事業実施

(2) 計画準備の経過

平成19年4月16日	信楽地域保護者説明会の開催
18日	水口地域保護者説明会の開催（参加者なし）
19日	四万十川関係資料取り寄せ（高知県教育委員会）
5月14日	四万十川関係資料取り寄せ（四万十市、四万十町）
26日	第2回講座実施 鶏鳴の滝駐車場(信楽町神山)で1泊2
～27日	日のキャンプ
6月9日	第3回講座実施 岩尾キャンプ場(甲南町杉谷)で1泊2
～10日	日のキャンプ
19日	夏キャンプ実施についての信楽中央公民館内協議
7月8日	第4回講座「着衣泳&救急法」、夏キャンプ説明会
10日	夏キャンプの下見を実施（公民館職員2人）
～12日	
17日	スタッフ協議 ふるさと交流センターに連絡し、下見で行けなかったシャワートレッキング実施予定地の「中津川」について管理人より情報収集 参加児童のグループ別打ち合わせ (17日、19日、20日、23日及び25日)
23日	ふるさと交流センター管理人から「中津川」について情報収集
27日	スタッフ協議 JR四国バス、土佐電鉄に先に帰る児童の予約等を連絡、参加児童保護者説明会
30日	信楽駅より出発

(3) 夏キャンプに係るマニュアル等

保護者説明会の資料の中で、講座に必要な携帯品と便利な物について触れられていたが、キャンプの実施に係る安全管理等については、長年の経験に基づいて実施されていたため、文書化されたマニュアルはなかった。

(4) 引率体制

今回の引率体制については、指導にあたる職員2人とボランティア3人、中学生3人の計8人の体制として教育長までの決裁を受けた。しかし、直前に中学生1人が欠席となり、7人となった。

(5) 下見の状況

下見については、野外活動事業について必須のものであり、今回についても7月10日から12日に青少年育成推進員と公民館主査の2人が現地で下見調査を行った。

その内容は、今回のキャンプ地を選定するために3箇所（ふるさと交流センター・キャンプの里かわらっこ・ウエル花夢）の候補地を巡回し、キャンプ地としての適地を検討した。また、事前にグループ活動を計画していた7箇所（四万十川遊学館・カヌー館・下流域の沈下橋・カルスト学習館・五段高原・上流域の沈下橋・四万十川源流）について下見を行った。

しかし、キャンプ地として最もふさわしいと判断した「ふるさと交流センター」付近の河川の状況確認については、水量が多く、目視で確認したのみで、入水しての水位や川床、水流の点検はできなかった。また、川の状況について、ふるさと交流センターからの情報収集以外はできていなかった。

なお、下見の結果は、信楽中央公民館長へはキャンプ予定地付近の川の状況は水位が高く、入水しての下見はしなかったとの口頭復命のみであり、文書化されたものはなかった。

公民館主査は下見の実施計画時において、今回の夏キャンプに参加できないことを信楽中央公民館長に伝えていたが、信楽中央公民館長はそのことを承知していたにもかかわらず下見に行くことを命令した。

(6) 職員による打ち合わせ

- | | |
|-------|---|
| 6月19日 | 夏キャンプの概要について協議(公民館長・職員D・公民館主査) |
| 7月17日 | 下見結果に基づいた、夏キャンプのプログラムの検討
(職員D・ボランティアF) |
| 7月27日 | 計画準備が完了し、参加児童保護者説明会資料の内容確認
(職員D・職員C・ボランティアF) |

なお、上記打ち合わせ結果は文書による報告がされていない。

2 事故の状況

(1) 事故の概要

- | | |
|------------|---|
| (ア) 事故発生日時 | 平成19年7月31日(火) 13時頃 |
| (イ) 事故発生場所 | ふるさと交流センター(高知県四万十町)付近の四万十川
(高知県高岡郡四万十町昭和671-2) |

※現場概況写真(P13参照)

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (ウ) 四万十川の状況 | 川床はヌルヌルした岩盤で滑りやすく、浅瀬もあるが急に1.5 |
|-------------|-------------------------------|

m以上の深みもあり、川の流れも複雑であった。

(エ) 天候

晴れ (気温 33℃、湿度 50%)

※気温及び湿度は、四万十清流消防署窪川本署での7月31日
13時の測定値。

(オ) 被害児童

甲賀市立信楽小学校 6年 女子児童 美馬沙紀

(以下、「Aさん」という。)

甲賀市立信楽小学校 5年 女子児童 藤田真衣

(以下、「Bさん」という。)

(カ) 引率職員

甲賀市職員 女性 C (信楽プール 主事)

甲賀市職員 男性 D (責任者：青少年育成推進員)

(キ) ボランティア

成人3人 (男性 E、女性 F、女性 G)

中学生 2人

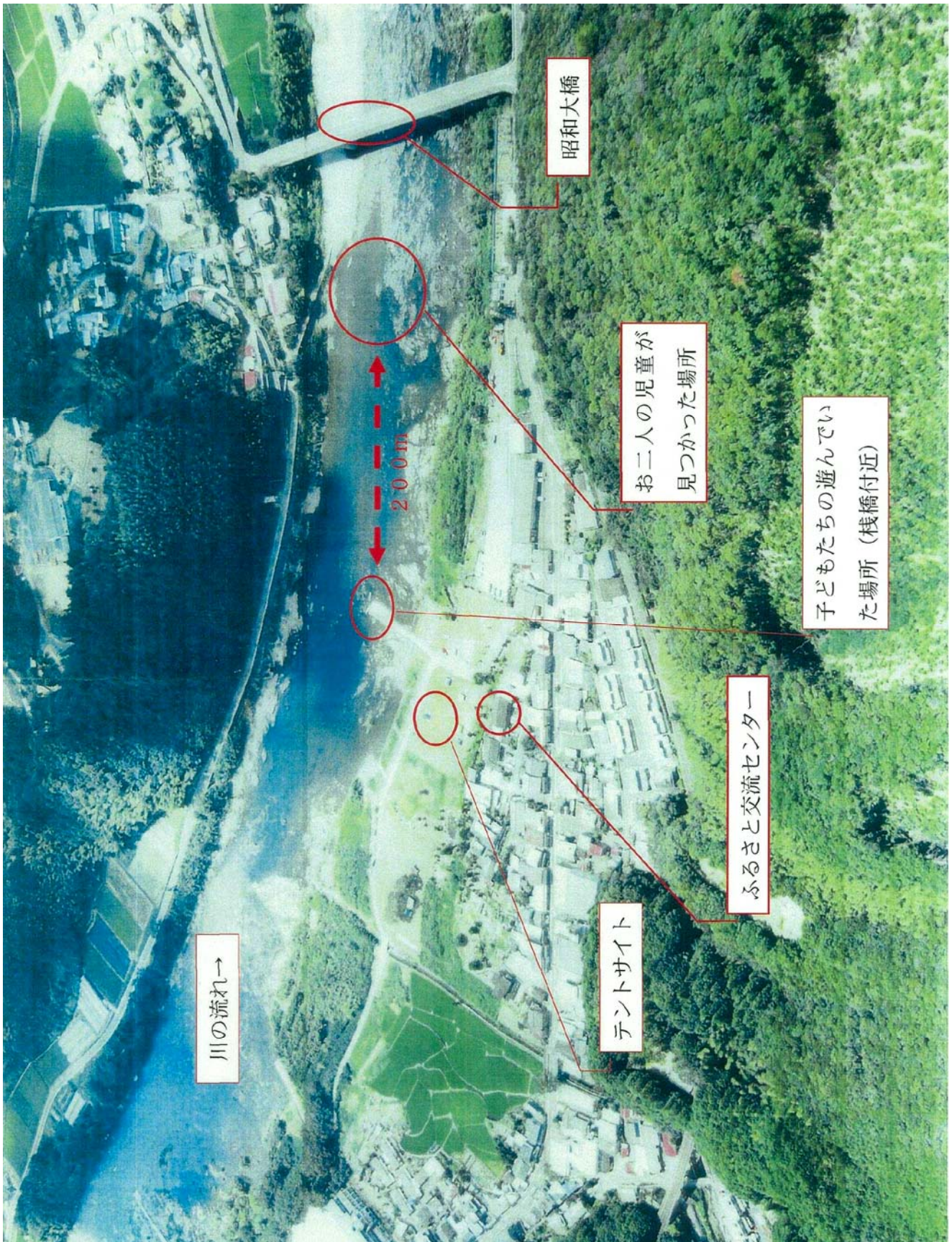
(ク) 事故の内容

7月31日(火) 13時頃、高知県高岡郡四万十町昭和671-2のふるさと交流センター付近の四万十川において、甲賀市教育委員会信楽中央公民館が本年度実施した、野外体験講座「集まれ！野生人」の10講座の内の5回目の講座での活動の中で遊泳中、市立信楽小学校の児童2人が溺れ、下流に流され行方不明となった。

ふるさと交流センターから連絡を受けた四万十清流消防署西分署が捜索し、同日13時25分頃、川遊びをしていた地点から約200メートル下流でBさんを救助し、同13時26分頃、同地点付近でAさんを救助した。

2人は、発見場所付近の川岸において、四万十町国民健康保険十和診療所の医師及び看護師による救命救急措置が施された後、同14時41分頃、救急車で医療法人川村会くぼかわ病院(四万十町見付902-1)に搬送され救命救急措置を受けたが、Bさんは同18時44分に、Aさんは同18時50分に死亡が確認された。

事故現場となった四万十川の概況写真



(写真：ふるさと交流センター提供)

(2) 事故直前までの動き

7月30日

15時55分 信楽駅から児童7人は、夏キャンプに参加するため、信楽高原鐵道（貴生川行）に乗車した。駅ではボランティアFが児童たちを見送った。

16時33分 貴生川駅で市の水泳記録会に参加していた児童5人が合流し、12人の児童たちが班行動で目的地のふるさと交流センター（高知県四万十町）を目指し電車に乗り込んだ。駅では職員Dが児童たちを見送った。その後、職員DとボランティアFは、一旦信楽中央公民館に戻り、荷物を積み込み、陸路により公用車でふるさと交流センターを目指した。

参加児童たちは、自主性や忍耐力を養うため、自分たちだけで班別に現地へ向かった。同時に職員Cは、児童たちに気づかれないうちから貴生川駅から電車に乗り込み、児童たちを離れた位置から監視し、随行した。（但し、児童たちと職員Cは、JR環状線弁天町駅で合流した。）

※児童及び職員Cの行程

JR 貴生川駅～（JR）～大阪南港～（フェリー）～松山観光港～（バス）～（JR）～JR 土佐昭和駅

ボランティアのE・Gと中学生2人は、Eの自家用車でふるさと交流センターに向かった。その途中、大阪南港からフェリーに乗船したことで、参加児童及び職員Cと一旦合流した。

※ボランティアE・G及び中学生2人の行程

信楽を自家用車で出発～大阪南港～（フェリー）～松山観光港～ふるさと交流センター

7月31日

10時40分 職員DとボランティアFは、ふるさと交流センターに到着し、施設確認とオリエンテーションを受けた。

11時00分頃 ボランティアE・Gと中学生2人がふるさと交流センターに到着。

11時09分 児童12人と職員Cが土佐昭和駅に到着し、徒歩でふるさと交

流センターに向かった。

1 1時20分 児童12人と職員Cがふるさと交流センターに到着し、全員でふるさと交流センター管理人からオリエンテーションを受けた。

1 1時30分頃 ふるさと交流センターの隣のレストランで昼食(カレーライス)をとった。

1 2時00分過 Bさんは、食事のあとに一気に飲んだ水をむせて吐いた。気分が悪くて吐いたことではなかった。吐いたことがショックだったのか、少し涙ぐんでいた。職員CとボランティアFは、Bさんを介抱し、少し遅れてレストランを出た。

1 2時15分頃 全員でテントサイト(芝生広場)においてテントを立て始めた。

1 2時40分頃 テントを立て終えた児童たちから、川に入りたいとの要望を受け、職員Dは暑い中少しでも涼をと考え班行動を指示した上で許可した。

また、ボランティアEはバディ(2人1組)で行動するように指示をした。

1 2時45分頃 職員Cは職員Dの指示を受け、栈橋下流側の浅瀬で遊んでいた児童らの監視のため、栈橋中央に立った。

職員D、ボランティアのE、F、Gは、テントサイトで日よけテント等の設営をしていた。

(3) 事故当時の状況と対応

1 3時00分頃 男児らは、栈橋と岩の間の少し流れのある場所で滑ったり、岩の上から飛んだり、女兒は水中を覗いたりして遊んでいた。

監視にあたっていた職員Cは、水中メガネの調整やゴムぞうりを預かったりしていた。

児童の内の2人の頭が水面で上下しているのに気づき、近くにいた男児に「2人を見て」と声をかけたが返答がなかった。

職員Cは、2人の様子がおかしいと思い、すぐにテントサイトで作業をしていた職員Dに大声で助けを求め、近くにいた子ども連れの母親に119番通報を依頼した。

ボランティアEは、職員Cの声を聞いて駆けつけ、栈橋から川に入り、左手を上げているAさん(左手を上げて「ここ」と呼んでいるように見えた。)〈ボランティアGからの聞き取り〉、(左手を上げて前にもう一人いるよと指しているように見えた。)〈ボラ

ンティアFからの聞き取り)、に向かって泳ぎ、2人の近くについたところで姿を見失い、その地点で数回潜って探したが、川の中の視界が悪く、発見する事が出来なかった。

職員CもボランティアEを追いかけて川に入ったが、足がすくみ、救助に向かえなかった。

職員Dは、川べりを走り、救助のため川に入り泳いだ。

さらに、ボランティアEと職員Dの2人は、下流の方向に児童2人を探しながら泳いだ。

職員Cは、ボランティアFから指示を受け、ボランティアGと共に、他の児童たちに川から上がるように指示し、流された児童が誰かを確認した。

職員Cが他の児童をテントサイトに引き上げさせ、その後ボランティアのF、Gは、車で大橋下流の方へ流された2人を探しに行った。

13時15分頃 救急通報で駆けつけた非番の消防隊員が、大橋の上流側で沈んでいるBさんを発見した。

13時20分頃 職員Cは、信楽中央公民館に「2人が流された」と事故の連絡を入れた。公民館は、教育委員会事務局生涯学習課に連絡し、生涯学習課は、教育長に事故発生の報告をした。

13時25分頃 発見したBさんを消防隊員が船に引き上げているところに、大橋にいた住民が、もう1人いることを大声で知らせた。

13時26分頃 捜索していた消防隊員がAさんを川岸に引き上げ救助した。
同時に、駆けつけていた診療所の医師が消防隊員とともに、2人の心肺蘇生の処置を行った。

14時00分頃 他の児童らは、テントサイトから管理棟の研修室へ移って待機した。

教育委員会事務局生涯学習課課長補佐から現地のボランティアFに事故の状況を確認し、「流されたのは、AさんとBさん、人工呼吸中でヘリコプターを要請している」との報告を受けた。

14時32分頃 ・防災ヘリコプターがテントサイトに到着
・ヘリで到着した医師と処置をした医師の判断でヘリコプターでの搬送を断念し、くぼかわ病院へ救急車で搬送された。
・課長級職員による教育委員会対策会議を開催した。

- 15時05分頃 教育長は市長へ報告をし、市長は対策本部の設置を指示した。
- 15時30分頃 現地では、職員D、職員Cが窪川警察署の事情聴取を受け、ボランティアEは病院に向かい、ボランティアFとGは待機している児童らへの対応にあたった。
- 15時35分頃 教育委員会事務局長から、信楽中央公民館に待機していたお二人のご両親へ事故発生のご報告をした。
- 15時50分頃 お二人のご両親と教育委員会事務局生涯学習課長、青少年対策室長、信楽中央公民館主査の3人が現地へ出発した。
- その後、生涯学習課長とお二人のご両親は関西国際空港から高知に向かい、青少年対策室長と信楽中央公民館主査は公用車で高知に向かった。
- 16時10分頃 教育委員会は、参加児童・ボランティアの帰りのバスを手配した。
- 16時30分頃 甲南庁舎2階に「四万十川における水難事故対策本部」を設置した。
- 19時10分頃 参加児童とボランティアE、Gを乗せたバスが帰郷のため現地を出発。
- 19時35分 生涯学習課長とお二人のご両親が関西国際空港から高知空港へ向けて飛び立った。
- 20時00分頃 対策本部が参加児童保護者への事故発生説明会を信楽中央公民館において開催した。
- 21時00分頃 窪川警察署から対策本部へお二人の死亡確認の連絡がFAXで入った。

Bさん 18時44分 死亡

Aさん 18時50分 死亡

(4) その後の経過

- 21時50分頃 ・お二人のご両親と生涯学習課長が、くぼかわ病院に到着。
・教育長がお二人のご自宅を訪問した。

23時00分頃 Aさん、Bさんとお二人のご両親が、帰郷のためくぼかわ病院を出発。

8月1日(水)

- 1時00分頃 2回目の参加児童保護者説明会を信楽中央公民館において開催。
- 2時30分頃 参加児童とボランティアE、Gを乗せたバスが信楽支所に到着。

5時45分頃 Bさんご両親が自宅に帰着。

5時52分頃 Aさんご両親が自宅に帰着。

教育長及び教育委員会事務局の管理職がお二人のご自宅前で出迎える。

第4節 事故に係る検証

1 問題点の整理

(1) 職務権限と夏キャンプ実施の判断

「集まれ！野生人」事業については、平成19年3月議会において、事業予算の議決を得た事業で、平成19年度信楽中央公民館の事業として位置づけられた。

平成19年4月に、信楽中央公民館において公民館長を含め、3人の人事異動があった。このことから公民館の管理、運営責任者である公民館長の引継ぎにおいて、公民館の主要事業であるにもかかわらず、前信楽中央公民館長からの「事務引継報告書」の中には「野生人事業」についての引継ぎ内容を記載したものはなく、具体的な事業内容の引継ぎはされていなかった。

信楽中央公民館では、平成19年度においても公民館事業の年間計画について、本来教育委員会事務局長の決裁を受ける必要があったが、回議書が作成されていない。しかし、4月16日及び18日に「集まれ！野生人」に参加を希望する児童の保護者を対象とした説明会の開催については、規程どおり生涯学習課長の決裁を受けていた。

12人の参加を得てスタートした本事業の中心をなす夏キャンプの実施については、7月10日から12日までの行程で職員D、公民館主査が下見を実施することを、信楽中央公民館長は当日公民館主査が参加できないことを知りながら報告せず、生涯学習課長の決裁を受けた。

その後、参加者による計画等をふまえた夏キャンプを次の内容により、7月10日付で職員Dの名前で信楽中央公民館長が起案し、教育長の決裁を受けた。

- ・開催日 7月31日から8月5日（5泊6日）
- ・参加者 12人
- ・引率者 8人

なお、7月27日に開催された、夏キャンプの実施にかかる参加児童保護者説明会開催の回議書は作成されていない。

本来、事業を実施するために行わなければならない回議書による事務処理手続きが、職務権限の根拠となる甲賀市教育委員会事務局処務規程に基づいて適格に行われていな

かったことが問題であった。

(2) 日程の選定および日程変更

4月に開催された参加児童保護者説明会での「集まれ！野生人」講座の年間計画においては、夏休み期間中の子どもを対象とした他の事業との重複を避けた結果、夏キャンプの実施を7月31日から8月5日（5泊6日）の期間で選定している。

しかし、信楽中央公民館が7月27日に開催した参加児童保護者説明会では、夏キャンプの日程を7月30日から8月5日（6泊7日）で実施することに変更して説明した。

これは、6月19日の信楽中央公民館内協議の際、当初7月31日の早朝に信楽を出発する5泊6日の計画であったが、キャンプ地へは夕方にならしか到着できないことから職員Dが参加児童に無理な負担がかかることを心配し、7月30日午後出発の6泊7日で行いたいと提案し、信楽中央公民館長が了承したものである。

さらに、信楽中央公民館長は、予算が5泊6日しか承認されていないため、実際は7月30日から6泊7日で行うにもかかわらず、7月10日付の回議書では職員Dを起案者として7月31日午後出発での5泊6日で行う旨、実際とは異なる内容の決裁を受けた。

この時、職員Dは、7月10日から公民館主査と2人で既に四万十川へ下見に行っていた。

尚、日程の変更に係る回議書は作成されていない。

従って、参加児童および保護者等には6泊7日で行うことの周知は事前説明会で行われていたが、生涯学習課には日程変更の報告がされていなかった。

このことは、信楽中央公民館長の判断において変更されたものである。

日程の選定及び日程変更において、信楽中央公民館を所管する生涯学習課に相談、報告されていないことが問題であった。

(3) 場所の選定

今回で17回目を迎えた「集まれ！野生人」では、第1回の野生人で夏キャンプを行った瀬戸内海の母と子の島を、3年に一度キャンプ地とすることを慣例としており、今年はその3年周期の年であったが、本事業の担当者である職員Dが、前回（平成16年）のキャンプの際、島周辺の海の環境の変化から適地でないと感じていたため、別のキャンプ地を選定することが必要であると考えていた。

そこで、昨年、職員Dが新年度予算要求の段階において、西日本方面で夏キャンプに適した場所を選定する際、以前（7・8年前）個人的に訪れたことのある高知県四万十川は、水がきれいで、水遊びができる場所であると感じていたため、四万十川の情報を収集したところ、カヌー体験や、沢登りなどの水辺の活動が行えることから四万十川

流域を選定した。

今までも、遠くのキャンプ地を選定しているが、甲賀市の近くにも素晴らしい条件の整った場所がある。しかし、職員Dは「四万十川ありき」で候補地を選定しており、その結果、6泊7日に日程を変更せざるを得なくなったことからしても、今回の行程等全般にわたる計画に無理があったものと思われる。

また、危機管理や経費面等の十分な検討もされていなかった。

場所の選定にあたって、当事業の目的を達成するための明確な理由を理解していなかったことが問題であった。

(4) 下見

下見については、職員Dと公民館主査が、7月10日から12日までの3日間、今回のキャンプ地を選定するために、四万十川流域にある候補地3箇所の下見や、グループ活動をする施設を調査したが、実施当日のカリキュラムにあてはめた目的地の状況を把握するという十分な下見となっていなかった。

また、ふるさと交流センター付近の川については、子どもたちが川遊びをすることに對する事前の情報収集が不十分であり、川での確認は水嵩が増していたため行われていなかった。

下見は、複数の職員により行うとともに実際の事業に携わる職員が赴くことが基本であるが、信楽中央公民館長は、公民館主査が事業当日引率できないことを承知した上で下見をさせていた。

7月17日に、下見調査を受けてのスタッフ会議が信楽中央公民館で開催されているが、細部の役割り分担や川床の状況、水深、水の流れ、深み等危険箇所の確認ができていなかったため、それに対する安全対策の十分な協議ができていなかった。

下見を実施すること以前に、下見の目的・重要性が理解されていなかったことが問題であった。

(5) プログラムと事前打合せ

今回の夏キャンプでは、7月27日に開催された、夏キャンプ参加児童保護者説明会での資料は、信楽中央公民館が作成したプログラムと子どもたちが班別に作成した行動計画であり、この資料の内容は大まかな日程等が示されたもので、引率者の役割り分担や安全チェックなどが詳細にわたって把握できるものではなかった。

また、参加児童は当然のこと指導者においても、複数回は、事前に説明会、講習会に参加し事業に対する共通認識を持つことや、さらには一堂に会してお互いのコミュニケーションを図るべきであるが、引率者を含むすべての参加者が説明会や講習会等に参加できていなかった。また、事業実施に伴う公民館内での綿密な打合せも十分でなかった。

プログラムとそれを補完する詳細な事前打合せができていなかったことが問題であった。

(6) 引率体制について

今回の参加者は、参加児童12人（男子6人、女子6人）、中学生ボランティア女子生徒2人、成人ボランティア3人（男性1人、女性2人）、甲賀市職員2人（男性1人、女性1人）の合計19人である。

中学生ボランティア女子生徒2人は、参加児童に対して、本事業の受講経験者の立場から、団体行動の重要性、飯ごう炊飯やテント設営など技術的指導は可能としても、あくまで中学生であり、引率者として見ることは、適切ではなかった。

そのため、引率者となるのは成人男性2人、成人女性3人となるが、その中でも男性1人、女性2人はボランティアとしての参加であり、本事業の責任ある引率者としては、職員Dと職員Cの2人のみで、職員Dは嘱託職員、職員Cは同種事業活動の初参加者であった。職員Cは本事業の担当者ではなかったが、公民館主査が参加できないため信楽中央公民館長からの依頼により生涯スポーツ課長から参加を命じられた。

また、参加者数、事業日程及び事業内容がキャンプを含む野外活動であることを考えると、健康を害する参加者も出ることが予想され、健康維持管理に関する知識を有した引率者を含めるなどの配慮がなかった。

このことから、参加児童・生徒14人に対する引率体制は、不十分だった。

事故を防止する上で、引率体制は非常に大きな役割を持つにもかかわらず十分な検討がされていなかったことが問題であった。

(7) 水への備え

水に対して危険を予知する認識も、場所やその時の状況によって異なり、プール、海、川、池等によって指導方法や注意事項についても状況に応じた対応方法が求められる。

特に、今回の川遊び付近の川は、川床が非常に滑りやすい岩盤状態で、浅瀬もあるが、子どもの背丈以上の深みもある極めて危険な場所であった。

しかし、下見の段階で担当者自らが川に入って状況等の確認をしておらず、またプログラムの立案段階で次のような水の備えについて検討されていなかった。

- ・ 川の状況変化に対応するための情報収集について
- ・ 活動する川の状況把握について
- ・ 川遊びに対する子どもたちへの事前指導について
- ・ 川遊びの活動区域の指定について
- ・ 川遊びにおける監視体制について
- ・ 監視における万が一の事故に備えた救助用器具の準備について

- ・ 事故発生時の役割分担について

さらに当日、責任者である職員Dは、川の水嵩が下見時より減っていたことから、川に入っただけの安全確認もしないまま目視だけで安易に川遊びを許可した。

水に対する備えができていなかったことが問題であった。

(8) 野外活動指導者への指導・育成体制

今回の夏キャンプを引率した職員2人については、消防署が行う普通救命講習は受講しており、うち1人は文部科学省が主催する野外教育企画担当者セミナーを受講しているが、安全管理等が企画立案時に活かされていない。

また、本事業にかかるボランティアである野生人くらぶについては、このような講習等は受講しておらず、育成のための研修が実施されていなかった。

長年継続されてきた事業にもかかわらず、指導者育成の体制がとられていなかったことは大きな課題である。

(9) 教育委員会事務局の役割と指導体制

教育委員会事務局の処務規程は、甲賀市事務専決規程の例により決裁することと定められており、公民館事業について重要なものは事務局長決裁、軽易なものは課長決裁となっている。

今回の夏キャンプの実施についての回議書は、7月10日付けの起案となっており、規程に基づいた決裁がされている。回議途中において、生涯学習課長、教育委員会事務局次長から、健康管理も含めた安全管理と事故防止への徹底を図るよう指示がなされていたが、結果的に現場においてその指示は活かされていないかった。

合併前の信楽中央公民館は、社会教育全般を所掌する生涯学習課直轄下に置かれ、館長は同課長が兼務していた。課の体制も「ゆとり学習係」と「生涯スポーツ係」が配置され、管理職を含め6名の正規職員と3名の臨時的任用職員、非常勤特別職員という体制になっていた。

旧町時代における野生人活動は、同課の直轄事業として行われていたものであり、担当者と上席者との間において指示命令が直接的な形態にあった。

しかし、合併後の信楽中央公民館の位置づけは、信楽地域の各公民館の取りまとめを行う中心館ではあったが、市教育委員会の教育機関である同館を含めた23の公民館の一つであり、本来、公民館を所管する生涯学習課において公民館と連携を密にし、各公民館事業等の内容を十分把握し、公民館相互の調整を行わなければならないところが、そうした機能が十分果たせていなかった。

また、合併に伴い市政を推進する上で大きな組織体系となり、機能的かつ効率的な行政体制を整えるために毎年度見直しを行っているものの、特に公民館事業のようなソフ

ト事業については旧町から継続されたままであり、教育委員会では組織再編に同調しながらも抜本的な事業の見直しの指導が行われていない状態であった。

さらに、任期1年の青少年育成推進員も、18年間に渡って同一人を継続して採用していた実態があり、旧町からの意識のまま非常勤特別職員に権限以上の業務を与えられていた。

今回の事故を引き起こした要因としては、組織の体質が掲げられる。

教育委員会の組織機能については、合併後に組織再編されたが、それが十分機能していなかったことが現実として浮かび上がり、教育委員会全体の組織体制の確立が急務である。

以上、九つの視点で問題を整理してきたが、全体を通して以下のことに集約される。当事業は、平成3年度（合併前の信楽町時代）から継続実施してきた事業で、その事業の性格から参加者が限定的になり毎年十数名程度の参加者であったが、事業の目的や趣旨は参加者に一定認知されていた。

しかし、今日まで大きな事故を招かなかつたという「おごり」から担当職員をはじめ事業にかかわる信楽中央公民館や統括する教育委員会事務局生涯学習課において、参加者との間の緊張感の欠如や本来行わなければならない「報告・連絡・相談」によって業務を円滑に遂行するための一連の動きができていなかった。

加えて、業務を管理監督する立場の公民館長や、その館長を指揮管理する教育委員会事務局生涯学習課長においても事業に対する認識はあったものの、担当職員に対する依存が高く、また事務処理手続きについて適切な指導を行っていなかったことなど、それぞれが主体的にその職責を果たしていないことに大きな問題があった。

合併後、組織の一体感や職員の資質の向上を目指して取り組んだ職員研修も十分でなかったことから意識改革が図れず、また、組織再編や事業内容の見直し時においても十分な検討もないままに旧町事業をそのまま継承した。

こうした一連の事務執行体制が教育委員会事務局をはじめとする関係職員の安全管理・危機管理意識の向上につながらず今回の重大な事故を引き起こした。

第5節 事故における具体的な対応上の問題点

1 夏キャンプ当日の進行管理

夏キャンプ参加者が、7月30日に信楽駅を出発し、キャンプ地に到着するまで（電車の旅程）の間は引率者1人が、参加児童らから気づかれないよう距離を置いて同行して

いたが、万一この場面で事故が起きていたなら、1人では対応できなかつたと考えられる。そして翌7月31日の昼前にキャンプ地に到着した。遠距離の移動とフェリーでの宿泊による疲労感が残る中、昼食後に十分な休息もとらないままテント設営を行ったことは健康管理上問題があった。また、参加者全員が統一した行動をとるという原則に反して、児童のテント設営が終わった時点で参加児童からの川遊びの要望に安易に許可してしまったことは、安全管理や危機管理上大きな問題であった。

さらに、担当者やボランティアの中には、当日初めて参加児童と顔を合わせたものもあり、誰が誰かという認識が低い者もいた。

このように過去16回の夏キャンプを実施してきたが、命にかかわるような事故はなかつたことで、信楽中央公民館の事業に係る職員に過信（おごり）があったと思われる。

2 川遊び時の安全管理

子どもたちの行動は、大人が想像できないような行動をとる場合があることから万が一の事態を想定した監視体制が必要である。

また、現場付近の聞き取り調査によると、最近、同キャンプ場における水難事故等の発生は起きていないが、同町内の四万十川流域においては、毎年1～2人の水難犠牲者が出ていることなどを考慮すれば、前述の状況も踏まえて、活動場所付近は小学生の団体を対象とした野外活動場所として「確実に安全な場所」と判断する材料があつたとは考えにくい。

「川遊び」に関しての児童に対する許可については、当日の活動場所の安全確認を怠つたことが一番重要視される。

下見当日においては、活動予定場所付近の川の水量が多いことを理由に、下見職員による入水しての水位の確認や川床の状態、水流の点検など「小学生児童の川遊びのための安全確認」がされていなかった。さらに、事故当日においても、児童にとって安全な場所であることの確認がなされず、指示された川遊びの許可は、いかなる安全基準を満たして許可されたか問題である。

今回の活動場所の四万十川は、川床は凹凸の激しい滑りやすい岩盤で、場所によっては児童の背丈以上に至る深みもあるなど、極めて危険な場所であり、岩盤などでの転倒による負傷事故、水難事故等の発生の予見が可能である。現場確認は、これら事故の未然防止を図る上で重要であった。

また、当日、入水しての現場確認を怠つたとしても、川岸付近と中央付近とは、水流の速さや流水の色から判断すると水深に差があることが判別でき、川の中央付近は極めて水深が深いものであると目視により判断できる状態であった。このような状態で何ら安全確認、十分な安全対策を講じないまま、安易に児童に川遊びを許可したことが事故発生の最大の要因

である。

さらに、川遊びを許可するに際し、児童に対して、活動場所は表面が凹凸状態の岩盤であり、滑りやすい状況であること等の具体的な注意点を指導されていない。

また、児童に川遊びをさせる場合、児童の身長、運動能力等を把握したうえ、児童の最も低い基準に合わせた「川遊びに安全な水深区域を設定」して、その安全と認める区域内で川遊びをすることの指導をしていない。

児童に対して、川遊びの活動場所として安全な区域を設定した上で、その場所にあった適切な人員の監視役の配置が必要であり、単独の監視体制について問題があった。

仮に、児童の川遊びに安全な区域を設定したとしても、負傷事故、溺水事故の発生は皆無でなく、児童の身体、臓器等の麻痺、痙攣、三半規管への障害による平衡感覚の喪失などから、50cmの水深であっても溺水する危険性を秘めていることを念頭に、万が一事故が発生しても直ちに救助できる監視役の複数配置と配置場所を検討する必要があった。

監視とは、事故を未然に防止し、万が一事故が発生した場合は、その被害を最小限度に食い止めることであるが、今回、児童・生徒14人に対して監視役が1人であり、且つその監視位置も児童から離れた栈橋上であり、この監視状態で14人の児童・生徒全てに対して同時に目が行き届き、事故を未然に防止するための措置が講じられていたとは言えない。

監視役1人では、発生した事故を発見できるが、事故が発生した後の対応では遅いのであって、事故の未然防止の観点から考えると、危険な遊びや危険区域への立入等に対する注意の喚起、事故を未然に防止するための物理的措置など、責任者は監視役を複数名就かせ、川の中、陸からの監視を行うべきであった。

3 事故直後の対応

7月31日の13時20分頃に、現地から事故発生の一報が信楽中央公民館に入り、公民館から生涯学習課へ伝達された。当初は生涯学習課において、現地の状況を把握するため、携帯電話で情報収集等を行っていたが、現地のスタッフとの連絡がなかなか取れず、事故の様子が明らかになるのに時間を要した。

その後、事故の重大性が判明し、教育委員会事務局の課長級以上の職員による緊急会議を開き、事故に関係する情報の収集や事故対応を行い、教育長が市長に事故状況を電話にて報告した。

以上のような経過の中で、現地において危機意識が低く、緊急時の連絡体制の役割分担が明確に決められていなかったことが問題である。

また、対策本部（P39 資料3）としては、現地の四万十町役場や窪川警察署、他に四万十清流消防署やくぼかわ病院等の関係機関と連携が図れていなかった。

このことから早期の情報収集および対応ができなかったことは、危機管理体制への甘さがあったからである。

第6節 問題点の根底にあるもの

1 事故を引き起こした原因及び背景

幼い2人の命を奪ってしまった事故の直接的原因は、野外活動に引率した現場の責任者が12人の参加児童に川に入ることを許可し、職員が自らの経験や能力を省みず、責任者の指示のみを受け、児童の行動を掌握しきれないなかで様子を見張っていたことにあり、被害に遭った2人が何も知らされていない深みに足をとられることにより、溺れさせてしまったことにある。

野外活動を引率する者として、川の状況を全く把握しないまま活動を行ったことは、現場における危険認識が皆無に等しかったことにある。このことは、当然ながら事業を実施した信楽中央公民館の体質が問われるべきであるが、保護者から預けられた子どもたちの危険を伴う事業として認識し、その細部にまで必要な報告を求め、適切な指示を行っていなかった直接の主管課である生涯学習課はもとより、教育委員会事務局の危機管理に対する意識の希薄さが事故を招いたと言え、その要因は次の8項目に要約される。

(1) 危険予知義務の欠如

自然環境下における野外活動は、あらゆる危険を想定し、その対応について詳細な部分にまで手当てしておく必要があるにもかかわらず、川の状態や危険箇所を確認するという基本的作業を怠っていた。

(2) 不十分な事前踏査の内容

今回の事業における下見に参加した2人の職員は、キャンプ地をはじめとする関連施設を訪れただけの調査であり、危険箇所の確認や地域での情報の収集を行っていなかった。また、下見には、野外活動当日に参加できないことが事前に分かっていた職員を公民館長が派遣し、当該職員の報告を含めた引継ぎができていなかったため、情報量はさらに少ない状態にあった。

(3) 不明確な現場の指導体制

計画段階から活動内容の詳細な検討と、万が一の状況に対しての参加スタッフの明確な役割分担ができておらず、事故発生時の対応の認識ができていなかった。

(4) 監視体制の不備

川の状態から見て、責任者は監視役を複数名就かせ、川の中、陸からの監視を行うべきを安易な判断により怠っていた。

(5) 慢性的なプログラムに対する危機感の欠如

「集まれ！野生人」は、過去16年間継続してきた事業であり、一定の成果は残してきたものの、慢性的な意識のおごりや馴れの中で、いつしか危機感が欠如していた。本来、毎回の事業実施結果について総括し、反省点を次回の事業に活かす検証をすべきところが、それができていないばかりか、計画から事業完了に至るまでの間、必要な事務的処理も不適正な状態にあった。

(6) 企画者の管理監督責任の不履行

管理監督する立場にある直属の公民館長は、本事業を全て把握していたが、事務処理手続きを含む事業の執行管理と担当職員に対する適切な指導ができておらず、その職務を果たしていない状態にあった。

(7) 旧態然とした職員の体質

合併後、市職員は新しい行政システムの中で自ら意識改革に努めていたが、依然、旧町のままの意識レベルで本事業が進められていた。

(8) 事業の安全管理体制に不備

教育委員会において、野外活動についてのマニュアルが作成されておらず、さらに子どもたちの体力に応じたカリキュラムの設定や健康管理・安全管理などの総合的な危機管理に対する指導体制等の対策が講じられていなかった。

2 教育委員会の責任と課題

以上、事故を引き起こした原因及び背景について整理したが、現状の市内公民館の運営については、甲賀市生涯学習要綱に基づき、毎年度、教育委員会から統一的な運営指針が示されているのみであった。各公民館における事業は旧町から継続されているものがほとんどであるが、「集まれ！野生人」を含め事業実施にあたっては、組織として内容の詳細を把握するに至る情報の共有がされておらず、加えて報告・連絡・相談がより重要であったにもかかわらず、安易に長年の経験を過信した教育委員会の決裁行為にも問題があった。

また、教育委員会事務局生涯学習課は、市内各公民館を所管しているが公民館職員に対しての適切な指導や監督をする立場にありながら公民館任せであった。

合併前に各町公民館が特色ある事業を行ってきたが、市制施行当初に設置されていた旧町単位ごとの教育分室や、県の派遣社会教育主事制度の廃止等、その後に組織規模が再編されたので、継続して特色ある事業を行うためには、事業に対する専門的な指導力を持った職員の養成や配置、それに事業そのものの見直しや専門的な立場から事業を企画立案する機能が必要であった。

今回の夏キャンプにおいては、教育委員会事務局生涯学習課と信楽中央公民館との間で

事業実施にあたって、専門的指導者をはじめ、引率者の体制が万全でなく、場所の選定や指導者の応援体制等の検討や指導がなされないまま実施されたことは、教育委員会事務局に大きな責任があったといえる。

これは、単に信楽中央公民館職員の責任のみならず教育委員会事務局職員はもとより、甲賀市全ての職員が深い反省と自覚をすべきであり、組織全体として改善と改革が必要である。

さらに、事故直後に対策本部を設置したが、現地の正確な情報が把握できない等組織として初動体制が機能しなかったことにより混乱を招く事態となったことは、職員に危機管理意識が浸透していなかったといえる。

事業執行者は、全ての事業に対し、常に危険が隣り合わせにあることを認識した上で計画・実行していかなければならないにもかかわらず、職員全体の安全管理、危機意識の認識が不十分であった。

これらのことから、このような事故を二度と繰り返さないためには、組織の体質改善と職員の意識改革こそが、最も大切なことである。

第7節 今後の取り組みについて

これまでの節では、今回の四万十川における水難事故の原因や状況をもとに、その背景にある問題点を明らかにした。同時に、その内容について、専門的知識を有する人や保護者の視点からさらに検証を加えていくため、市が設置した第三者委員会「甲賀市野外活動安全対策検討委員会」に意見を求め、事故の再発防止はもとより、安全な自然体験活動のための様々な提言をいただいた。

提言では、「自然環境の危険な部分のみを単純に捉えて、危ないからやらないというのではなく、自然体験活動で予想されるあらゆる危険な部分に対して具体的に安全対策を講じながら、経験豊かな指導者がプログラムを展開していくことが必要になる」と指摘されている。

この提言を重く受け止め、行動に移していく指針として、教育委員会において青少年のより良い自然体験活動にするための振興計画を早期に策定する。

これに基づき市内23の公民館事業を包括し、各事業の企画立案から実施報告に至る運営管理を行うとともに、安全対策マニュアルの定期的な見直しを行い、市民に公表する。

自然体験活動は公民館事業だけでなく保育園、幼稚園、小中学校や子ども会等の団体において、青少年の健全育成のために様々な活動が実施されていることから、安全対策についてより一層その指導、啓発を図る。

また、マニュアルに基づき自然体験活動を実施しても、最終的に指導するのは人である。そ

のために人材育成が大切であることから、職員に専門的知識を習得させ、既存施設を活用した支援センターを開設し、各種のリーダーや市民に適切な指導や情報を提供できる体制を整える。

さらに、この事故を風化させることなく、お二人のご冥福と安全を第一義に事業を進めることを誓う日として、7月31日を「青少年活動安全誓いの日」と定め、市職員や野外活動に携わる関係者をはじめ、広く市民が参加する行事を実施する。

教育委員会組織については、事務処理規定などを早急に見直し、それぞれの職階に応じた義務と責任を明文化し、それらを固く遵守することとする。

市内及び近隣地域にも豊かな自然やそれを体験できる施設が多くある。より多くの青少年が参加するためには、これらを十二分に活用していくことが大切であり、そのことが同時に郷土愛を育む機会にもなる。

市や教育委員会は、次代を担う青少年が安全を確保された環境の中でたくましく育つための事業を今後も積極的に行なっていかなければならない。同時に、保護者からも信頼されるべきものでなければならない。そのためにも体験活動の大切さを保護者や市民に理解していただき、より安全な活動にするために社会教育、学校教育及び団体活動関係者で組織する安全対策委員会を設置する。

そして、市は本年度中に「甲賀市危機管理計画」を策定し、これに基づき各部局において個別の「危機管理マニュアル」を策定することとしているが、その中で、これらの計画やマニュアルを最大限に活用し、市職員はもとより市民、教育関係者、その他関係者が一体となり、安全、安心の自然体験活動モデル都市づくりに取り組む。

むすびに

甲賀市教育委員会が主催した野外活動体験講座において、無限の可能性を持った幼いお二人の尊い命を奪ったことは、痛恨の極みであり、亡くなられたお二人やご遺族の皆様には心からお詫びを申し上げます。

市行政を進める上で、人命が何よりも優先されるべきであるにもかかわらず、あってはならない結果を招いてしまったことの原因を本報告書で明らかにいたしました。これらの一つひとつは、市教育委員会はもとより、市行政全般に対する課題であります。

社会の価値観が多種多様化する中、次代を担う子どもたちが元気にたくましく育っていくためには、教育行政に課せられた責務は大きなものがあり、学校教育は無論、公民館活動等における野外体験も重要な事業であると認識しています。今後、こうした事業を意義あるものにしていくために、個々の課題を解決していく所存であります。

甲賀市全ての職員が今回の事故をしっかりと心に刻み、このことを風化させないために、市教育委員会はもとより市全般にわたる様々な事業において、再びこうした事故を起こさないという強い決意をもって、安全・安心を確保することをお約束いたします。

* 資 料 *

資料1	過去16回の「集まれ！野生人」の活動内容	32
資料2	子ども体験事業 安全管理マニュアル(平成17年度作成)	33
資料3	対策本部の設置	39
資料4	平成19年度甲賀市生涯学習要綱	42

野生人16年の歩み												備考	
春		夏				秋			冬			春	
平成3年 野生人			探検飯道山 6/8～9 宮町会館と飯道山	もうすぐ瀬戸内海だ 7/29 開発センター	我ら野生人、頑張るぞ 8/7～8/10 兵庫県母と子の島	残った宿題みんなで やっちゃおう 8/27 朝宮岩谷観音	我ら古代人、恭仁京 まで歩けど 10/6 信楽役場→恭仁京跡	Let's tryクラフト& Shimenawa 青少年ホーム 11/24	クリスマスって何だ 12/14～15 教育キャンプ場	信楽歴史探検 1/26 小川・多羅尾	ちよっと冬山、さよなら パーティー 2/15～16 那須が原山		5 信楽高原鐵道 列車事故
平成4年 自遊人	自遊人よっといで 5/24 谷川公園		キャンプだホイホイ 6/27～28 教育キャンプ場	自遊人救急編 7/5 信楽学園	自遊人よっといで 8/1～8/3 荒船(和歌山)	おまけのキャンプ 8/27～28 岩尾キャンプ場	Run away from UJITAWARA to SHIGARAKI 10/8 極楽寺(宇治田原)→ 大光寺遠足	コリント&パズル 11/8 田代公民館	Merry-Christmas with YOU 12/12～13 教育キャンプ場	紫香楽宮はどこだ 2/7 紫香楽宮跡	厳しい登山 2/13～14 御在所岳	ルンルンスキー講座 妙高杉ノ原スキー場	9 月1の学校5日制
平成5年 野生人 Ⅲ	開講式 5/23 開発センター		キャンプだホイホイ 6/12～13 教育キャンプ場	救急法&着衣泳 7/4 信楽高校	野生人キャンプ 7/29～8/3 兵庫県母と子の島	丑四つ時ハイク 8/30 笹が岳	野生人芭蕉が歩いた？ 道を歩く 10/9 仙禅寺→芭蕉翁記念館	燻製クッキングとス モーカー作り 11/21 開発センター	Merry-christmas with YOU 12/18～19 教育キャンプ場	信楽の歴史を探検す る 1/23 飯道山	野生人極寒を体験す る 2/19～20 希望が丘・三上山	ルンルンスキー講座 3/26～28 妙高杉ノ原スキー場	
平成6年 野生人 Ⅳ	開講式 5/28 開発センター		キャンプだホイホイ 6/18～19 教育キャンプ場	着衣泳&救急法 7/10 信楽学園	野生人キャンプ 7/31～8/4 能登島・立山・井波	野生人みずすましに 乗る 8/31 琵琶湖	歩け歩けそして迷え 11/13 紫香楽宮跡→余野公 園	BombooCleft & RopeWork 12/4 開発センター	Merry-Christmas with YOU 12/17～18 教育キャンプ場	野鳥観察会 2/5 三島池・湖北野鳥セ ンター	厳寒キャンプ 2/25～26 永源寺キャンプ場		4 野生人くらぶ発足
平成7年 野生人 Ⅴ	集まれ野生人 4/22 身体障害者体育館	キャンプだホイ 5/27～28 教育キャンプ場	キャンプだホイホイ 6/17～18 岩尾キャンプ場	着衣泳&救急法 7/8 信楽学園	野生人キャンプ 7/31～8/4 兵庫県母と子の島	野生人みずすましに 乗る 8/31 琵琶湖		でるか日本記録ベッ トホルロケット 11/26 信楽高校	Merry-christmas with YOU 12/16～17 教育キャンプ場	化石と野鳥たち 2/4 服部川と真泥池	厳寒キャンプ 2/24～25 那須が原山		4 月2の学校5日制
平成8年 野生人 Ⅵ	集まれ野生人 4/27 開発センター	野生人 5/25～26 教育キャンプ場	キャンプだホイ 6/22～23 土山町滝樹キャン プ場	着衣泳&救急法 7/6 信楽学園	※O157により中止	水環境調査隊 8/21 大戸川	夏の終わりの野生人 8/30 県立比良山岳セン ター	ハンドメイドハンモッ ク&ロケット 10/12 開発センターと信楽 高校	Merry-christmas with YOU 12/14～15 教育キャンプ場	琵琶湖の自然観察 2/2 琵琶湖博物館	厳寒キャンプ 2/22～23 御在所岳・武平峠	ルンルンスキー講座 3/26～29 妙高杉ノ原スキー場	O-157
平成9年 野生人 Ⅶ	集まれ野生人 4/26 開発センター	野生人Camp pu 5/24～25 教育キャンプ場	野生人Camp ップ！ 6/28～29 甲賀町那須が原山	着衣泳&救急法 7/6 信楽学園	野生人キャンプ 7/29～8/3 愛知佐久島		秋たけなわフリーク ライム 10/26 県立比良山岳セン	Paper Craft 11/8 開発センター	Merry-christmas with YOU 12/13～14 教育キャンプ場	※中止 湖北の野鳥観察会 豪雪のため中止	厳寒キャンプ 2/28～3/1 麩村茨川	ルンルンスキー講座 3/24～27 妙高杉ノ原スキー場	
平成10年 野生人 Ⅷ	集まれ野生人 4/25 開発センター	野生人キャンプ 5/30～31 教育キャンプ場	野生人キャンプ 6/27～28 岩尾キャンプ場	着衣泳&救急法 7/11 信楽学園	野生人キャンプ 8/9～13 兵庫県母と子の島		島津義弘撤退記 9/26 神山→笠置遠足	Good-by Boomerang Get-back Boomerang 11/1 信楽運動公園	Merry-Christmas with YOU 12/12～13 教育キャンプ場	巣箱つくり 1/24 開発センター	厳寒キャンプ 2/27～28 大原ダム・那須が原 山	ルンルンスキー講座 3/24～27 妙高杉ノ原スキー場	
平成11年 野生人 Ⅸ	集まれ野生人 4/29 開発センター	キャンプだホイ 5/22～23 教育キャンプ場	キャンプだホイ 6/26～27 岩尾キャンプ場	着衣泳&救急法 7/11 信楽学園	よっ野生人よっ日本 一 7/31～8/4 富士山麓山の家		後々法興院記 9/25 大光寺→宇治平等院	究極の竹細工 10/23 信楽運動公園	Merry-Christmas with YOU 12/18～19 教育キャンプ場	里山くらぶ 1/22 開発センター	鶏冠山・竜王山縦走 3/11～12 湖南アルプス	ルンルンスキー講座 3/24～27 戸狩温泉スキー場	
平成12年 野生人 Ⅹ	集まれ野生人 4/30 開発センター	CampだHoi 5/27～28 教育キャンプ場	CampだHoiHoi 6/24～25 岩尾キャンプ場	着衣泳&救急法 7/9 信楽学園	野生人キャンプ 8/6～11 登茂山キャンプ場(大 王町)		徳川家康伊賀越えの 難2 10/7 小川城→徳永寺(柘 植)	寺跡を探せ 11/25 飯尾山医王教寺跡 植	Merry-Christmas with YOU 12/16～17 教育キャンプ場	真彦の中国日誌 1/27 開発センター	早春キャンプ 3/10～11 鶏冠山(湖南アルブ ス)	ルンルンスキー講座 3/25～27 乗鞍高原温泉スキー 場	
平成13年 野生人 ⅩⅠ	集まれ野生人 4/29 開発センター	CampだHoi 5/26～27 教育キャンプ場	CampだHoiHoi 6/23～24 岩尾キャンプ場	着衣泳&救急法 7/8 信楽学園	野生人キャンプ 7/30～8/4 母と子の島		幻住庵へ向かふの記 10/28 紫香楽宮→幻住庵遠 足	フリークライム 11/11 びわ湖子どもの国	Merry-Christmas with YOU 12/15～16 教育キャンプ場	里山くらぶ 1/26 開発センター	厳寒キャンプ 2/23～24 那須が原山・油日岳	ルンルンスキー講座 3/25～27 妙高杉ノ原スキー場	
平成14年 野生人 ⅩⅡ	集まれ野生人 4/27 開発センター	CampだHoi！ 5/25～26 教育キャンプ場	CampだHoiHoi 6/22～23 岩尾キャンプ場	着衣泳救急法 7/9 信楽学園	富士登山だ 7/30～8/3 富士山子どもの国		私の跡有りや無しや 管河内越え 10/26 朝宮誓光寺→芭蕉翁 記念館	ブーメランブーメラン 11/9 信楽運動公園	Merry-Christmas with YOU 12/14～15 教育キャンプ場	Skater's Yaseijin 2/8 県立アイスアリーナ	厳寒キャンプ 2/22～23 麩村茨川	ルンルンスキー講座 3/24～27 妙高杉ノ原スキー場	4 完全学校5日制
平成15年 野生人ⅩⅢ	集まれ！野生人 4/29 開発センター	CampだHoi！！ 5/24～25 教育キャンプ場	CampだHoiHoi！！ 6/21～22 岩尾キャンプ場	着衣泳救急法 7/6 信楽学園	過去からそして未来 へ 8/1～10 屋久島・種子島		寧楽に還る 10/4 朝宮→東大寺二月堂	GOLGO.Yaseijin 11/8 運動公園ウイング21	Merry-Christmas with YOU 12/20～21 教育キャンプ場	Skater's Yaseijin 2/7 県立アイスアリーナ	厳寒キャンプ 2/14～15 湖南アルプス竜王山	ルンルンスキー講座 3/24～27 妙高杉ノ原スキー場	
平成16年 野生人ⅩⅣ	集まれ！野生人 4/29 開発センター	CampだHoi！！ 5/29～30 教育キャンプ場	CampだHoiHoi！！ 6/26～27 岩尾キャンプ場	救急法 7/4 開発センター	野生人キャンプ 8/2～8/6 兵庫県母と子の島		柳生を訪ねて 10/30 多羅尾→柳生	翔べ！Yaseijin 11/7 運動公園ウイング21	Merry-Christmas with YOU 12/18～19 教育キャンプ場	野鳥観察会 1/29 三島池・湖北野鳥セ ンター	厳寒キャンプ 2/12～13 那須が原山・油日岳	ルンルンスキー講座 3/24～27 妙高杉ノ原スキー場	10 甲賀市誕生
平成17年 野生人ⅩⅤ	集まれ！野生人 4/30 開発センター	CampだHoi！！ 5/28～29 教育キャンプ場	CampだHoiHoi！！ 6/11～12 岩尾キャンプ場	救急法 7/3 開発センター	野生人 日本一！ 8/6～10 富士登山・十里木		後々之法興院記 10/29 大光寺→宇治平等院	究極のウッドクラフト 11/6 開発センター	Merry-Christmas with YOU 12/17～18 教育キャンプ場	化石掘りと野鳥観察 1/22 みなくち子どもの森 園)	厳寒キャンプ 2/18～19 麩村茨川(豪雪のた め希望が丘文化公 園)	ルンルンスキー講座 3/24～27 妙高杉ノ原スキー場	
平成18年 野生人ⅩⅥ	集まれ！野生人 4/29 開発センター	CampだHoi！！ 5/27～28 飯道山	CampだHoi Hoi！！ 6/17～18 岩尾キャンプ場	救急法&着衣泳 7/1 信楽学園	熊野奥駆け道を行く 8/2～7 天川村・弥山・八経ヶ 岳		寧楽に還る 10/14 朝宮→東大寺	還ってこいブーメラン 11/25 信楽運動公園	Merry-Christmas with YOU 12/16～17 多羅尾6組集会所	探検の殿堂見学 1/21 西堀栄三郎記念館・ 大風会館	厳寒キャンプ 2/24～25 麩村茨川	ルンルンスキー講座 3/25～28 志賀高原ブナ平ス キー場	

子ども体験事業

安全管理マニュアル

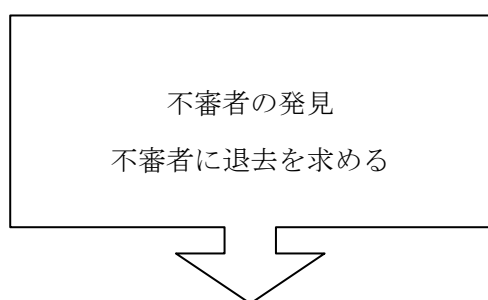


地域みんなで子どもを守り、育てましょう!

甲賀市教育委員会生涯学習課

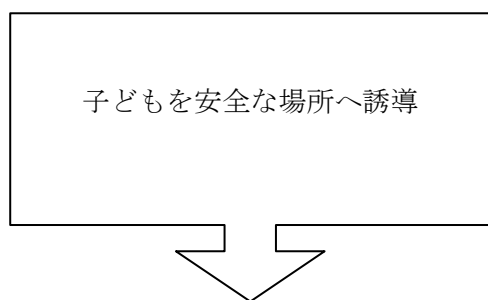
不審者を発見した場合

活動場所への関係者以外の立ち入りは禁止している。不審な行動が見られた場合は、即時退去を求める。



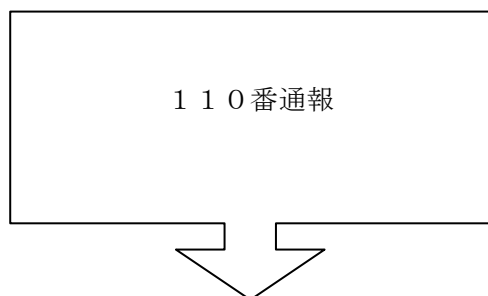
不審者発見

- 相手の氏名、来訪の意図を確認
危害を加える恐れがあるか確認
刃物の持参など
- 指導者や全体に連絡



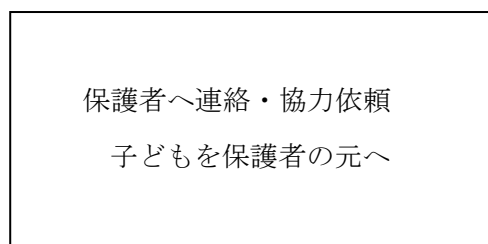
不審者対応

- いす、机、モップ等で侵入を防ぐ
- 子どもを安全な場所へ誘導



各方面へ連絡

- 人数確認、けがなどの確認
・応急処置
・119番または病院へ連絡
- 市教委生涯学習課へ連絡
警察、地域へ連絡
巡回パトロールをしてもらう

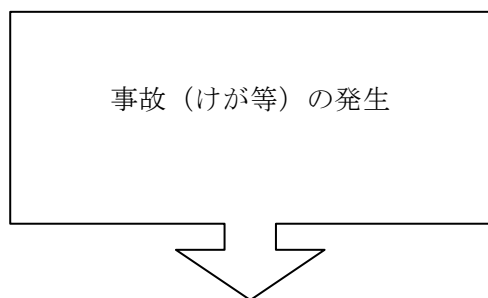


子ども

- 保護者に連絡がいたら
子どもを保護者の元へ
- 保護者に連絡がつかない場合
保護者が来るまで安全を確保

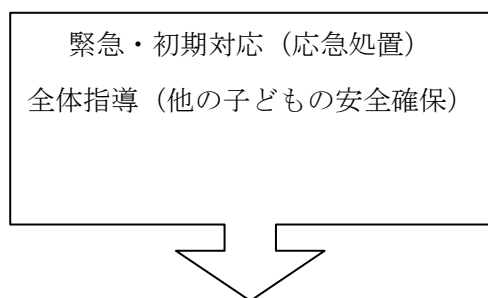
事故等が起こった場合

活動中のいろいろなけがや病気に対して、適切な応急処置を行うとともに、他の子どもの安全を確保する。



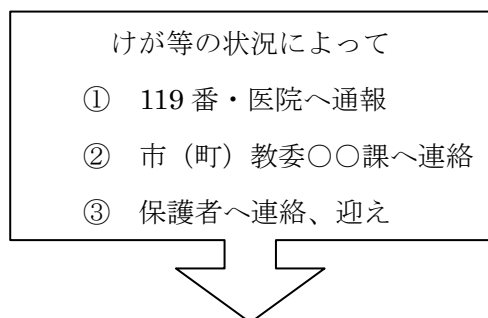
事故発見者

- けがの状況把握
（頭部打撲は動かさないこと）
- 他の指導者に連絡



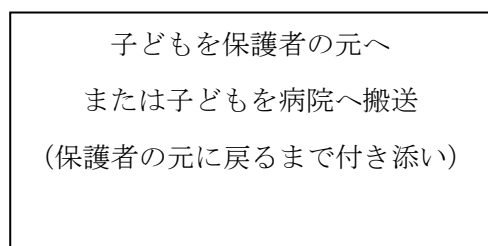
初期対応

- 応急手当
- 安全な場所へ移動
症状によっては動かさない。
- 他の指導者で活動を中断、安全指導
（二次事故の防止）



各方面へ連絡

- 救急車の要請
 - ①けがをした子どもの年齢、性別
 - ②けが発生時の状態
 - ③事故発生場所等
- 市教委生涯学習課へ連絡
- 保護者へ連絡

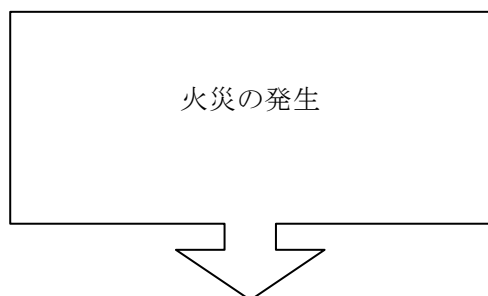


子ども

- 保護者の元へ
- 保護者に連絡がつかない場合
けが人、病人を病院へ運ぶ
指導者が付き添う

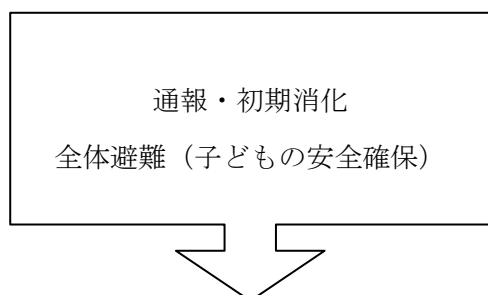
火災が起こった場合

活動中に火災が発生したら、発見者が全体に伝え、速やかに消防署へ連絡するとともに、以下の手順で迅速に対応する。



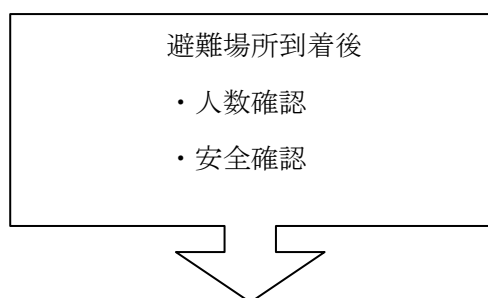
第一発見者

- 全体に対して、火災発生を伝える。（大声で、放送で）



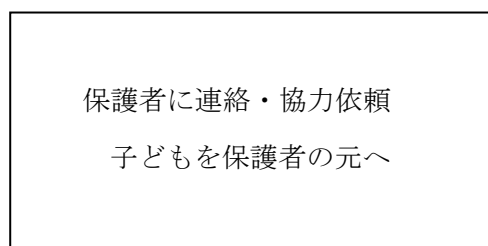
初期対応

- 119番通報
- 初期消火
- 子どもを安全な避難場所へ誘導
 - ①おさない
 - ②はしらない
 - ③しゃべらない



避難後

- 人数確認、逃げ遅れの確認
 - 部屋、トイレなど
- けがの有無など確認
 - ・応急処置
 - ・119番または病院へ連絡
- 市教委生涯学習課へ連絡

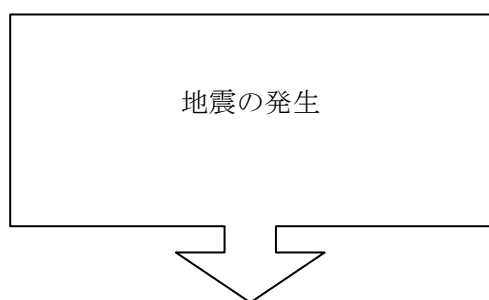


子ども

- 保護者に連絡がついたら
 - 子どもを保護者の元へ
- 保護者に連絡がつかない場合
 - 保護者が来るまで安全を確保

地震が起こった場合

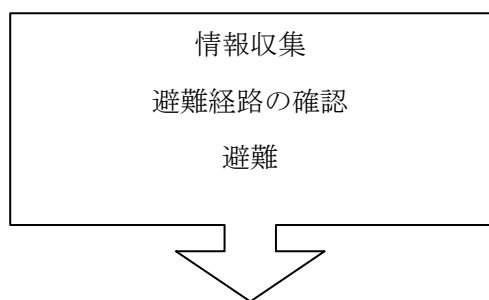
地震が発生した場合は、速やかに頭部を守る体勢をとらせるとともに、揺り返しを想定して安全な空き地へ避難させる。建物の倒壊やガラスなどの落下に注意する。また、二次災害（火災）等にも十分気をつける。



地震発生

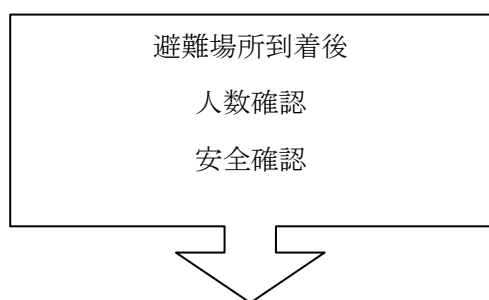
＜全体に指示＞

- 頭部の保護、机の下等への避難
- その場を動かず指示を待つ
揺り返しがあるので急いで動かない



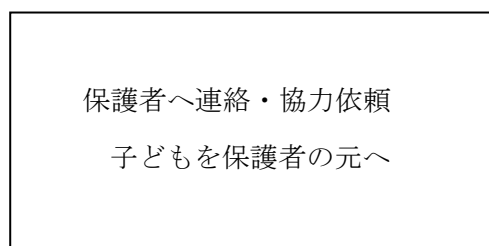
避難

- 避難経路の異変等について確認
 - ・ 避難経路の安全確保
 - ・ 負傷者の確認、搬出
- 火災などの二次災害の防止



避難後

- 人数確認、逃げ遅れの確認
- 負傷者の確認
 - ・ 応急処置
 - ・ 119番または病院へ連絡
- 火災発生の場合は119番通報
- 建物等の被害状況の把握
- 市教委生涯学習課へ連絡



子ども

- 保護者に連絡がついたら
子どもを保護者の元へ
- 保護者に連絡がつかない場合
保護者が来るまで安全を確保

緊急連絡先

連 絡 先	電 話 番 号
甲賀警察署	62-4155
甲賀行政組合消防本部	62-3666
甲賀市教育委員会生涯学習課	86-8021
甲賀市水口市民病院 公立甲賀病院	62-3346 62-0234
〇〇休日急患診療所	
緊急医療情報案内	
〇〇外科	
〇〇眼科	
〇〇歯科	
〇〇耳鼻科	
〇〇内科	
〇〇小学校	
〇〇中学校	
〇〇公民館	
〇〇公民館	

※他の緊急連絡先は活動ごとに活動場所に近いところを追記しておくこと。

資料 3 対策本部の設置

対策本部は、教育長を本部長として全庁体制によって7月31日に甲南庁舎に組織されたものであるが、8月6日にご遺族への対応や信楽地域での情報収集、参加者家族へのケア・サポートの対応のため一部組織を充実し、信楽支所2階に信楽事故対策室を設置した。

四万十川における水難事故対策本部設置要綱

(設置)

第1条 平成19年7月31日に高知県四万十川で発生した信楽小学校児童の水難事故（以下「水難事故」という。）について、誠意をもったご遺族への対応と、その原因究明と対策の検討を行うため、四万十川における事故対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 対策本部に、ご遺族との連絡と、信楽地域における水難事故に関する事項に対応するため、四万十川における水難事故信楽対策室（以下「信楽対策室」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ご遺族への対応に関すること。
- (2) 水難事故関係者の心のケアに関すること。
- (3) 水難事故の検証に関すること。
- (4) その他水難事故に関すること。

2 信楽対策室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ご遺族との連絡調整に関すること。
- (2) 信楽地域における関係情報の収集、分析及び整理に関すること。
- (3) その他信楽地域における水難事故に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長、地域総括部長、事故総括部長、水難事故信楽対策室長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、教育長の職にある者をもって充てる。

3 副本部長及び事故総括部長は、教育委員会事務局長の職にある者をもって充てる。

- 4 地域総括部長は、信楽支所長の職にある者をもって充てる。
- 5 水難事故信楽対策室長は、教育委員会事務局次長の職にある者をもって充てる。
- 6 本部員は、別表に掲げる者及び本部長が任命する者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、対策本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 地域総括部長、事故総括部長、水難事故信楽対策室長及び本部員は、所掌事務の適正な推進を図る。

(会議)

第5条 対策本部の会議(以下「会議」という。)は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長が必要と認めるときは、対策本部以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この告示は、平成19年7月31日から施行する。

付 則

この告示は、平成19年8月6日から施行する。

別 表

本 部 員	備 考
生涯学習課長	ご遺族担当
信楽中央公民館長	信楽地域担当
教育委員会事務局 学校教育担当次長	心のケア担当
生涯スポーツ課長	
こども未来課参事	

総務部次長 (法務室長)	水難事故検証担当
秘書広報課長	広報公聴担当
文化振興課長	
学校教育課長	総務担当
人権教育課長	
歴史文化財課長	

平成19年度
甲賀市生涯学習要綱

甲賀市教育委員会

平成19年度 甲賀市生涯学習要綱 目次

甲賀市生涯学習基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	44
平成19年度 甲賀市生涯学習の主要施策	
〔1〕生涯学習の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	45
1 生涯学習の基本的な考え方	
2 生涯学習を支える基盤整備	
〔2〕社会教育施設での学習活動の推進・・・・・・・・	46
1 公民館活動の推進	
2 図書館活動の推進	
〔3〕青少年の健全育成・・・・・・・・・・・・・・・・	49
1 青少年健全育成のために	
2 青少年の体験活動の推進	
3 少年センターの充実	
〔4〕生涯スポーツの振興と推進体制の充実・・・・・・・・	50
1 生涯スポーツの振興	
2 スポーツ施設の管理運営	
〔5〕文化・芸術・芸能の振興・・・・・・・・・・・・・・・・	52
1 文化芸術活動の推進	
〔6〕人権・同和教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	53
1 基本的な考え方	
2 施策の重点	
3 具体的方策	
〔7〕文化財の保護と活用・・・・・・・・・・・・・・・・	56
〔8〕社会教育関係団体等の自立支援・・・・・・・・	58
1 社会教育関係団体への財政的支援	
資料	
1 甲賀市教育委員会事務局機構図	

甲賀市生涯学習基本方針

近年の科学技術の急激な進歩に伴い、核家族化、少子高齢化、国際化及び情報化など、社会構造が急激に変化し、人々の日常生活に大きな変化をもたらしました。そのため価値観は従来の経済性や効率性を重視する考え方から、心の豊かさや安らぎのある生活を大切にすることを考えてきています。また人々は、社会生活や職業生活を営む上で、絶えず新たな知識や技術を習得することが求められています。

同時に余暇時間の増加や生活のゆとり感から「人生を楽しむ」志向の高まりに加え、個々人の学習活動に対する期待も高まっています。

市民一人ひとりが、自発的な学習活動を行って行く中で、知ること、学ぶことから自己を豊かに高めていくことのすばらしさに気づき、さらに生涯にわたっての学習は、多くの人との交流を通して、思いやりを育み、心の豊かさをもたらします。

甲賀市では、昨年策定された「甲賀市総合計画」のまちづくり目標の一つに「たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる」が掲げられています。この目標の実現に向け「学びが生きがいをうみだすまちづくり」をめざし、市民一人ひとりが学ぶ楽しさ、交流することの喜びを体感でき、学んだ成果を地域で活かせる生涯学習社会づくりを進めます。

甲賀市生涯学習の主要施策

生涯学習は、日常生活の中での自己学習・相互学習を基盤として、市民自らが行っていくものです。そして行政の役割は、生涯学習社会の実現に向けて、支援体制を充実し、学習活動の推進を図ります。

そこで、市民の共感と理解のもとに甲賀市における生涯学習社会を形成していくために、以下の施策を総合的に進めます。

- 〔1〕生涯学習の充実
- 〔2〕社会教育施設での学習活動の推進
- 〔3〕青少年の健全育成
- 〔4〕生涯スポーツの振興と推進体制の充実
- 〔5〕文化・芸術・芸能の振興
- 〔6〕人権・同和教育の推進
- 〔7〕文化財の保護と活用
- 〔8〕社会教育関係団体等の自立支援

〔1〕生涯学習の充実

1 生涯学習の基本的な考え方

生涯学習は各人が生涯を通じて生活の向上や職業能力の育成、生きがいの発見など自己実現のために、その自発的意思に基づいて、自己に適した手段・方法を選んで、いつでも、どこでも、だれでも自由に取り組んでいく活動であり、その学習活動は、趣味・教養・文化・スポーツ活動・レクリエーション活動・ボランティア活動など人間生活のすべての分野に及びます。

甲賀市においては、平成20年に新名神高速道路の供用開始が予定されており、市内に設けられるインターチェンジも同時に供用が開始される予定であり、このことは新たな雇用の機会を生み出し、将来的に人口の増加が予測されます。また国内外からの来訪者も増え、異文化と触れ合う機会も多くなり、市民生活に大きな影響を与えることが予想されます。

今日的な課題の少子高齢化、高度情報化などへの対応と同時に男女共同参画、福祉、人権、環境や健康、地域課題といった問題についてもお互いに学びあいながら取り組んでいかななくてはなりません。

人生80年時代を迎え、社会の急激な変化に対応し、豊かで充実した人生を送るために、学校教育終了後も新しい知識、技術を学び続けることが重要となります。またさらに学習の成果を個人にとどめず、地域に還元し、市民が中心となったまちづくりに生かしていくことが求められています。

甲賀市では平成19年度のスローガンを「知行協働」とし、市民と行政が力を合わせて甲賀市生涯学習社会づくりの構築に努めます。

2 生涯学習を支える基盤整備

(1) 生涯学習支援システムの整備

① 情報の提供

市民の自主的かつ自発的な学習を支援するため、学習内容や方法等の情報を的確に提供することが必要です。

そのために市内の公的社会教育施設や学校はもとより民間施設と連携して、情報の収集に努め、必要な情報を必要なときに、必要な人に提供できるネットワークの確立に努めます。

また、さまざまな学習ニーズに対応できるように市広報紙やホームページ、公民館・図書館だより等の媒体を活用し、多様な情報を提供できるよう努めます。

② 教育人材バンクの運用

甲賀市教育人材バンクに登録された学校支援スタッフや生涯学習支援スタッフの方々とともに、学校や市民の学習活動の支援を行います。

③ 滋賀県学習情報提供システムの活用

滋賀県学習情報提供システムの活用（におねっと）と、利用方法等を市民に周知し、システムの活用を促進するとともに、システムによる情報収集に努め、的確な情報が提供できるよう努めます。

(2) 市民への意識づけ方策

① 社会教育施設の事業の充実

市内の社会教育施設が連携を図り、人権・環境・地域課題などの必要課題に取り組み、ライフサイクルに応じた学習プログラムを提供しながら市民の自主的・自発的な学習意識の向上に努めます。

② 生涯学習の体験の機会の提供

「学ぶこと」を通じ人と人との輪を広げる機会として学校や教育人材バンク登録者、シルバー人材センターなどの協力のもとに、「学び」「ふれあい」「体験する」場、また異年齢交流の場として『まなびの体験広場2007』を開催します。

(3) 生涯学習社会づくり基本構想ならびに基本計画の策定

生涯学習を総合行政として推進するために、関係各課と十分協議し、甲賀市生涯学習社会づくり基本構想ならびに基本計画を策定します。

(4) 家庭教育指導員の設置

青少年育成の基本は家庭教育であり、家庭教育力の大切さが重要視されていることから、家庭教育指導員を設置し、家庭教育力の向上に努めます。

(5) 生涯学習施設の整備

学習活動の拠点となる施設が十分整っていない地域については、年次計画的に施設整備を図ります。

〔2〕社会教育施設での学習活動の推進

1 公民館活動の推進

時代の変化に伴い新たな役割への対応が求められる公民館は、学習活動の拠点、生活課題の解決、家庭教育の支援、そして地域のコミュニティ施設としての機能が求められ、情報提供や相談、助言、交流の場としての多種多様な機能が期待されています。

こうした中、生涯学習の拠点の一つでもある市立地域公民館の果たす役割は益々重要となり、市民の文化活動や生きがい創造のための機会提供をはじめ、生活課題の解

決に向けた学びを通してコミュニティ活動を育むなど、地域に密着した公民館活動を展開します。

(1) 年齢階層別事業

① 乳幼児期

- ・親と子なかよしふれあい広場事業
- ・親子プレイステーション事業
- ・家庭教育サポーター支援事業
- ・家庭教育力向上事業

② 少年期

- ・親子ふれあい事業
- ・世代間交流事業
- ・子ども公民館事業
- ・地域体験活動事業

③ 青年・成人期

- ・ボランティア養成事業
- ・自然体験活動事業
- ・家庭教育学級事業
- ・一般教養講座事業

④ 高齢期

- ・高齢者教養事業
- ・世代間交流事業

(2) 社会的・現代的課題別事業

① 人権・同和教育講座事業

② 環境学習講座事業

③ 地域づくり講座事業

(3) 豊かな生活のための事業

① 趣味・サークル・実用講座・教室の開催

② 地区文化祭・スポーツ大会

(4) 地域に根ざした集いの「場」

公民館は市民に一番近い行政機関であり、情報提供や相談、助言、交流の場とし

て、また地域の実情に応じた特色のある公民館として教育的、文化的サービスの提供ができるよう努めます。

(5) ボランティア活動の推進

各種団体やサークル等が学習の成果を地域に還元できる環境づくりを図ります。

2 図書館活動の推進

図書館は、市民に日常生活の中での様々な課題に対して情報を提供するとともに、人々の暮らしのよりどころとして、気軽に憩いや楽しみの得られる場所として機能しています。あらゆる資料や情報の窓口であり、幼い子どもの言葉の発達から、高齢の方の視聴覚資料まで、それぞれの人生のそれぞれの時点での求めに応じることができます。また、各地域の歴史や文化の伝承にその機能を生かし、これからの地域づくりや活性化を資料や情報から支援しまた、発信することができる施設です。

情報過多の現状から、市民は知る時代から考える時代に移行しています。あふれる情報を自ら判断する力が求められています。

読書は、考える力を育む最も手軽な行為です。また、読書は古今東西、たいへん個人的なものでありながら、人と人、人と世界をつなぐ大きな力も持っています。

この読書のもつ力を市民すべてにつないでゆくのが地域の図書館の使命といえます。今年度は、活用される図書館を目指し、次のような取組を計画しています。

(1) 遠隔地域への移動図書館車運行サービス計画

「いつでも、どこでも、だれでも」利用できる図書館を目指し、遠隔地域への移動図書館車の巡回を計画しています。たいへん広い面積を有する甲賀市であるので、5つの図書館から遠い地域の市民と図書館をつなぐ仕事に着手します。

(2) 甲賀市子どもの読書推進計画書策定作業

子どもの時から本に親しむためには、周囲の大人がその環境を整えることが求められています。今年度は、滋賀県子どもの読書推進計画書を受けて、甲賀市子どもの読書推進計画書の策定作業に着手し、早期の策定を目指します。

(3) 図書館を生かした地域活動の推進

各図書館のサービス実務の統一と向上が図られ、どこの図書館も同じようにサービスを提供できる仕組みが整いました。今年度はそれぞれの利用者と図書館があらためて地域を考え、図書館を生かした地域活動をどう展開するか、地域の叡智のオアシスとして図書館が生かされる新たな工夫を模索します。

(4) システム統合計画の詳細調整

今年度は、厳しい財政状況下であり、図書館のシステム統合は実現できなかったが、いつでも実施できる体制を整え、合理的・短期間の統合作業の実現を目指します。

〔3〕青少年の健全育成

明日を担う「青少年の健全育成」の基本方向は、豊かな心をもち、たくましく生きる青少年の育成を目的として、家庭・学校・地域社会等の連携を強化し、教育環境の改善や学校外活動の充実を図ることです。

しかし今日の青少年を取り巻く現状は夜型社会とも呼ばれる大人社会を反映し、生活スタイルの夜型化と生活の個室化、浮遊化が見られ、青少年の夜間はいかい、基本的な生活習慣の乱れにつながっている状況にあります。

一方で、適切な機会と役割を与えられ、のびのびと力を発揮している子どもも多く、子ども会活動やボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団活動など、青少年の健全育成にかかわる活動は、地域の人々に支えられて長い歴史をもち、大きな成果を上げています。

自由で創造性豊かな、健やかでたくましい青少年を育成するために、関係機関や関係団体等がより連携を密にし、家庭や地域での青少年活動の機会を増やすため、家庭教育力の向上と子どもの主体性を尊重しながら地域で子どもを育てる運動を展開していくことが大切です。

1. 青少年健全育成のために

(1) 青少年の地域活動の推進

① 公民館における子ども対象事業の展開

- ・就学前児の親対象事業
- ・親子ふれあい事業
- ・子ども公民館事業

② 地域子ども会活動の活性化への支援

- ・子ども会育成補助
- ・子ども会活動指導者の育成

(2) 青少年団体の育成、援助、連携

① 青少年育成市民会議の活動への支援

- ・地域教育協議会の活性化
- ・家庭教育に係わる啓発活動

② P T Aによる子どもの人権を守る事業への支援

③ 青少年育成関係団体等への支援

- ・ボーイスカウト、ガールスカウト
- ・ミナクチルドレン、きらねっ人、忍者隊、ジュニアリーダー、野生人
- ・国、県等が主催する青少年研修への参加補助

- ④ 家庭教育指導員の配置
 - ・家庭、学校、地域の連絡調整
 - ・関係機関との連絡調整
 - ・地域における体験活動の機会および場の提供
 - ・地域人材、諸活動に関する情報収集・提供
 - ・子どもの体験活動、家庭教育力向上に関する事業の企画および実施

(3) 育成体制の整備

- ① 青少年育成推進員の設置

2. 青少年の体験活動の推進

- ① 自然体験事業の展開による健やかな子どもの育成

3. 少年センターの充実

青少年の非行防止のために、甲賀市少年補導委員会や関係機関と連携をとりながら、青少年の健全育成に努めます。

- ・無職少年等非行防止対策事業
- ・薬物乱用防止啓発活動事業
- ・シンナー等乱用防止立会調査の実施
- ・有害図書立入調査事業

〔4〕生涯スポーツの振興と推進体制の充実

現代社会において、生活の利便性に伴う運動不足の慢性化や飽食の日常化に伴う生活習慣病は大きな脅威となっています。また、少子高齢化や核家族化、さらに情報化の進展は人間関係を希薄化し、個人の孤立を進行させ、精神的なストレスを増大させています。

このような状況の中、スポーツの果たすさまざまな役割は極めて重要です。住民が「いつでも、どこでも、だれでも」スポーツを楽しみ、健康づくりの意識を高め、地域住民の交流が図られるよう、「スポーツを通して、健康で心豊かな生活を送ることができる活気あふれるまちづくり」を基本目標にスポーツの振興に努めます。

1. 生涯スポーツの振興

市民の一人ひとりが生涯にわたり健康で明るく充実した生活を送るため、日常生活の中で楽しめるスポーツの機会と情報を提供し生涯スポーツの振興を図ります。

- ① 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

平成18年度末現在、甲賀市には10の総合型地域スポーツクラブがすでに設立され活動しています。平成20年2月には土山地域が設立予定で、これにより市内すべての中学校区に総合型地域スポーツクラブが設立することとなります。今後市民がより身近なスポーツの場として活動がより活発になるよう連絡協議会の設立、育成支援に努めます。

② スポーツ教室・スポーツイベントの開催

市民の健康維持・増進とお互いの交流を深め、日常的にスポーツに親しむ機会を提供するため、スポーツ教室を開催します。

チャレンジデー・土山マラソン・10時間耐久マラソン・忍者の里スーパークロス等住民主導によるスポーツイベントを開催します。

③ スポーツボランティアの育成・確保

市民の身近なスポーツの環境を整えるうえで、スポーツリーダーやスポーツボランティアの育成および確保はかせません。スポーツ教室、総合型地域スポーツクラブにおける指導者や運営スタッフなど、市民のスポーツ活動を支えることができる人材の育成に努めます。

地域スポーツの指導・育成を担う体育指導委員は、区、自治会、スポーツ団体等と連携を密にし、地域に根ざすスポーツ振興を図ります。

④ スポーツ団体・スポーツ事業等の活動支援

少年期におけるスポーツとの関わりは重要であり、スポーツ少年団活動は人間形成の場であることを基本に活動支援を図ります。また各スポーツ関係団体の自主的、主体的な運営にむけての指導を図ります。

平成19年度「日本スポーツマスターズ2007びわこ大会」、平成20年度「スポレク滋賀2008」が開催されます。「スポレク祭」開催に向け種目団体と連携を密にし、大会運営のための審判員、運営委員の養成講習会を開催します。

⑤ 障がい者スポーツの振興

健常者のみならず障がい者とともに楽しめるスポーツの実践に努めます。

- ・ふれあいカーニバル開催支援
- ・障がい者スポーツ大会への協力

2. スポーツ施設の管理運営

生涯スポーツの拠点である社会体育施設は、貴重な市民の財産です。有効な利用を図るとともに施設の安全管理に努めます。

① 社会体育施設・学校開放施設

市民に安全で安心してスポーツを楽しんでいただけるよう、施設の管理運営に努めます。

市民を優先し、一部の団体等に独占とならないよう施設を貸し出し、利用者に対して、モラル・マナーの啓発を図ります。

〔5〕文化・芸術・芸能の振興

文化は日常生活に潤いをもたらすとともに、市の個性、風格となるものです。本市では、豊かな自然、歴史風土と伝統により、固有の文化が育まれてきました。

しかし、住民の生活様式が大きく変貌する中であって、歴史的背景のうえに培われてきた文化環境を大切に伝承しながら、特色ある甲賀市らしい文化を創造することが求められています。

そのため、あいこうか市民ホールを中心的拠点施設として各文化ホールを文化活動の拠点および文化情報の発信基地として利活用することにより、「文化のかおり高いまち」づくりに取り組みます。

1 文化芸術活動の推進（新しい甲賀文化の創造に向けて）

（1）日常的な文化芸術活動の環境づくり

① 文化活動の「場」と「機会」の創出を図ります。

- ・あいこうか市民ホールの整備工事
- ・第3回甲賀市美術展の開催
- ・市の仮称「文化のまちづくり計画」の策定

② 文化施設の管理運営方針の調整

- ・指定管理制度への移行方針を調整・検討

（2）質の高い文化芸術にふれる機会づくり

① 文化・芸術の振興

文化ホールでは、昨年7月に県から移管を受けた「あいこうか市民ホール」を市の新たな文化芸術の中心的な施設として位置づけ、地域住民の練習、発表及びあらゆる芸術鑑賞の拠点としてのみならず、自ら参加してアート表現に共感する、協働して創造していく文化芸術への指向に即応できる運営を目指します。

a 市民による文化芸術事業の企画運営

- ・文化のまちづくり企画運営委員会の活動支援

b 文化芸術活動の促進

- ・ロビー等の有効活用の推進
 - c 文化芸術とのふれあい
 - ・各種コンサート
 - ・自主企画映画上映
 - ・オーケストラと過ごす夏休み
 - ・ワークショップを取り入れた文化芸術振興
 - d 文化芸術情報の提供
 - ・チラシ、情報コーナーの充実、ホームページの開設準備
 - ・ホールボランティアスタッフ活動の充実や通信情報の発行支援
 - e 貸館事業
 - f 文化芸術団体の育成
- ② 市の文化のまちづくりを充実させるよう総合的視野に立った整備を行います。

(3) 文化団体・活動の支援

- ① 甲賀市文化協会連合会
(水口町文化協会、あいの土山文化協会、甲賀町文化協会、甲南町文化協会、信楽町文化協会)
- ② 市内文化団体の活動支援

〔6〕 人権・同和教育の推進

1 基本的な考え方

本市においては、『みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市^{まち}』をめざして、人権が尊重され、人々が心豊かに生きがいを持って暮らせるまちづくりをすすめています。「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」や「甲賀市人権尊重の都市宣言」の具現化に向けて、人間の尊厳および自由と平等と共生の原則に基づき、同和問題をはじめ在住外国人・高齢者などさまざまな人権問題について、一人ひとりが正しい理解と認識を培い、人権尊重の精神を日常生活に具現化する態度を育成するため、あらゆる教育の場において人権教育・人権啓発を推進します。

2 施策の重点

差別のない明るい地域社会の実現をめざし、市民の連帯意識を高め、部落差別の解消を核として、人権教育のための国連10年甲賀市行動計画が提起する重要課題の解決のため、明るく住みよい人権擁護の町づくりを推進します。

3 具体的方策

(1) 教育文化の向上の事業の実施

- ① 人権教育連続セミナーの開催
 - ・ 5月～2月まで全15回（各地域3回）を実施
- ② 甲賀市人権教育研究大会の開催
 - ・ 8月19日（日）第2回大会を開催する
- ③ 人権標語の募集および人権啓発カレンダーの作成
- ④ 公民館等における人権講座への支援
- ⑤ 総合実態調査の実施
 - ・ 今後の諸計画を策定するため生活、福祉、就労、教育の実態調査を実施

(2) 教育・啓発活動の実施

- ① 人権週間啓発活動
 - ・ 12月の人権週間における街頭啓発を実施
- ② 同和問題啓発強調月間啓発活動
 - ・ 9月の同和問題強調月間における街頭啓発の実施
- ③ 人権啓発教材の作成
 - ・ 2005住民意識調査の結果から問題提起する教材の作成
 - ・ その他啓発パンフレットの作成
- ④ 広報活動
 - ・ 広報「あいこうか」啓発記事掲載
- ⑤ 地区別懇談会への支援
 - ・ 人権教育推進協議会による地区別懇談会（学習会）への助言、支援
- ⑥ 人権・同和教育推進員の研修
 - ・ 地域に人権教育・啓発を推進する人権・同和教育推進員の研修
- ⑦ 人権教育推進協議会への支援
 - ・ 甲賀市人権教育推進協議会の事業・運営に対する支援
- ⑧ 企業内研修への支援

- ⑨ 人権・同和教育指導員の設置
 - ・各地域の人権・同和教育を推進のため人権・同和教育指導員を設置

(3) 園・学校における人権・同和教育の推進

- ① 甲賀市人権教育基底プランの活用
- ② 授業研究会の支援・指導
 - ・各ブロックにおける授業研究会の支援および指導
- ③ 人権教育推進主任・同和教育主任等担当者会の開催・指導
 - ・各ブロックおよび全市における人権教育推進主任・同和教育主任会を開催
- ④ 生徒会人権委員会、PTA人権部会の組織化
 - ・各学校・園に生徒会人権委員会、PTA人権部会を組織化し人権・同和教育を推進する
- ⑤ 人権標語の募集
 - ・9月の同和問題啓発強調月間および12月の人権週間において児童・生徒から作品を募集する
- ⑥ 教育相談への支援
 - ・教育研究所との連携により相談活動を行う
- ⑦ 教職員人権教育研修会の実施
- ⑧ 中学校区人権教育地域ネット整備事業の充実
 - ・各中学校区人権教育地域ネット整備事業への継続取組に対する支援
- ⑨ 甲賀地域子育て支援調整連絡会議との連携

(4) 進路保障に関する支援

- ① 教育集会所、隣保館事業
 - ・進路保障を確立するための事業の展開
- ② 自主活動学級
 - ・人権学習、仲間作り、学力向上のため小学生・中学生自主活動学級の開催
 - ・自主活動学級担当者会の開催

- ③ ケース会議の開催
 - ・教育、就労等ケース会議

(5) 関係機関との連携

- ① 滋賀県人権教育課との連携
 - ・各種補助金の申請等
- ② (財) 滋賀県人権センターとの連携
- ③ (社) 甲賀・湖南人権センターとの連携
 - ・各種研修会、事業の共催、後援、講師の紹介、派遣等
- ④ (社) 滋賀県人権教育甲賀研究会との連携
- ⑤ その他人権・同和教育関係団体との連携

〔7〕文化財の保護と活用

(1) 文化財保護意識の啓発と普及

市民の文化財保護意識を高め、市内の文化財に親しむ機会として、歴史民俗資料館等の展示や啓発活動として文化財関係イベントを共催、後援します。

- ・歴史民俗資料館等（水口・土山・甲賀・水口城資料館）の常設展示、企画展、古文書学習会開催等
- ・甲南ふれあいの館常設展、企画展
- ・紫香楽宮関連遺跡宮町展示室公開
- ・解説シート発行（資料館企画展）

(2) 文化財の調査管理及び保存整備

① 文化財の管理と保存、伝承

文化財保護審議会において、文化財保護の基本方針の確立と指定文化財候補の調査を進めます。指定文化財所有者の日常的な管理、大小の修理事業、民俗文化財保存伝承活動への支援を行います。

- ・文化財保護審議会（8名）
- ・指定文化財防災施設管理補助（7団体）
- ・史跡・天然記念物保存事業補助（4団体）
- ・無形民俗文化財伝承補助（10団体）

- ・指定文化財保存修理事業補助（7団体）

② 文化財の調査

本市の指定・未指定文化財、歴史資料、埋蔵文化財について調査を実施し、将来の保存活用につなげるための事業を行います。

- ・地域資料調査事業
- ・曳山総合診断調査（2ヵ年計画）
- ・水口藩加藤家文書調査（2年次）
- ・市内遺跡緊急発掘調査事業（紫香楽宮関連遺跡、市内遺跡試掘調査、発掘調査報告書刊行）

③ 文化財の保存整備

国史跡紫香楽宮跡関連遺跡（宮町遺跡）の保存整備に向けた計画の策定および新たな国指定のための地権者同意を得る活動と申請を行います。

- ・紫香楽宮関連遺跡群（宮町遺跡）保存管理計画策定事業
- ・史跡管理委託事業
- ・かもしか食害対策防護柵設置事業
- ・水口城堀周遊道路整備事業
- ・甲南地域の中世城館の国指定申請

（3）資料館等の充実と活用

市民に親しまれ利活用される資料館を目指して、調査・収集・展示・公開の諸事業を行います。

- ・国登録文化財「旧水口図書館」の保存活用
- ・水口細工調査（水口）
- ・「甲賀市の指定文化財」展の開催（土山）
- ・「近江のお茶」展の開催（土山・水口）
- ・甲南ふれあいの館「前挽鋸」展

（4）文化財関係団体の育成、指導

市内で地域の歴史を掘り起こす地道な活動を続ける郷土史研究団体及び市外からの来訪者に文化財等のガイドをするグループの活動に支援を行います。

- ・郷土史研究団体の活動支援（水口・甲賀・甲南・信楽）
- ・ボランティアガイド活動支援（水口・土山・信楽）

（5）市史編さん

総務課内編纂係より、教育委員会に事業が移管され、課内室として市史編さん室を置くこととなりました。

当市が持つ豊かな歴史文化を、市民が共有し、誇りをもてるまちづくりの基礎的

な資産として、親しみまた活用される歴史情報を提供します。

- ・ 市史編さん委員会及び編集委員会の設置
- ・ 全8巻構成で、第1巻（古代史編）を本年12月刊行予定。
- ・ 油日神社文書調査報告書の刊行

〔8〕社会教育関係団体等の自立支援

本市の社会教育関係団体は、様々な分野で、それぞれの目的に応じて多様な活動を展開しています。

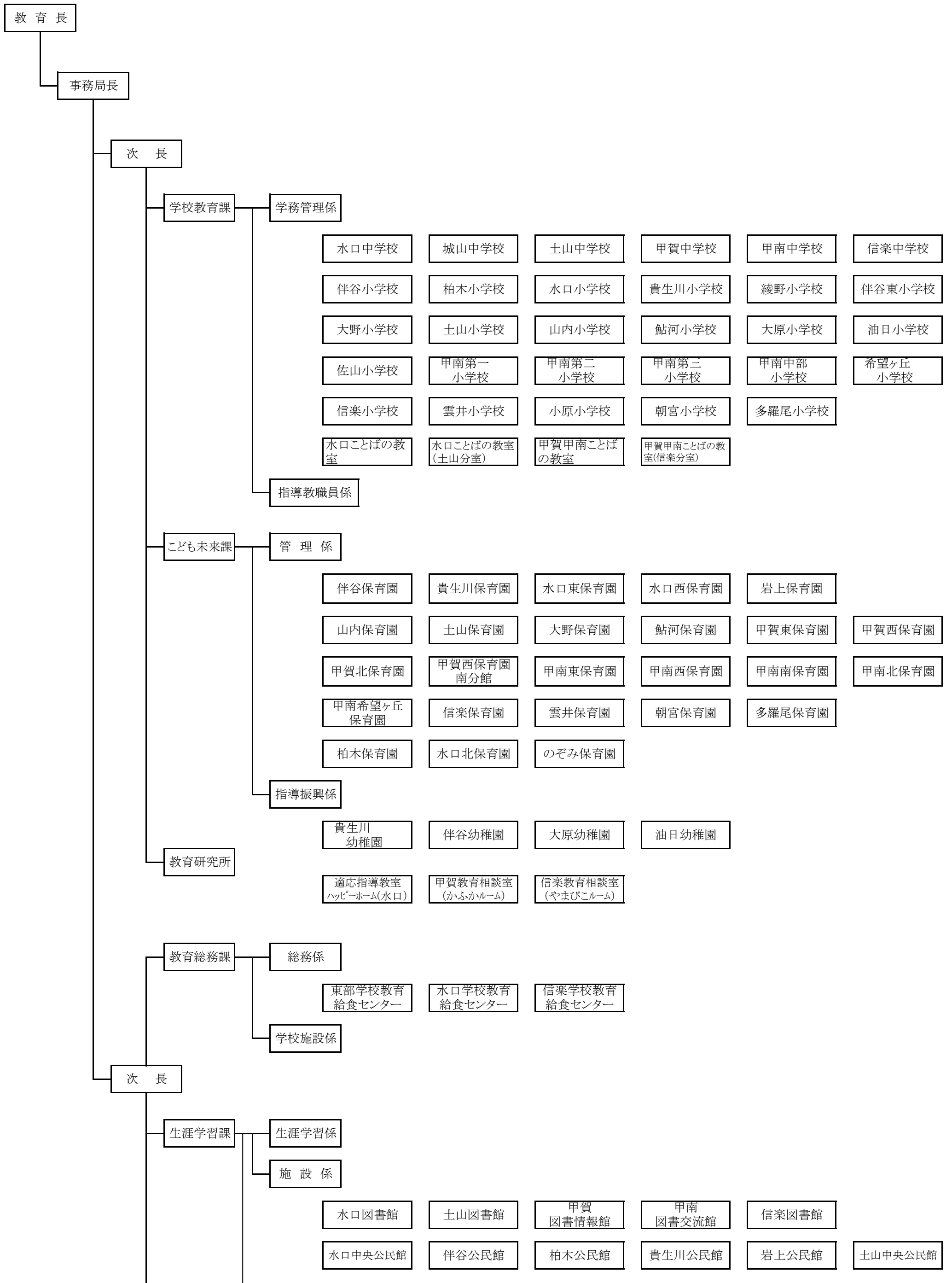
しかしながら価値観の多様化や都市化、地域社会における人間関係の希薄化、少子化等が進み、社会教育関係団体への参加は減少傾向にあります。特に女性の会など地域を基盤として組織活動を展開してきた団体には会員の大幅な減少傾向が続いています。そのため、社会教育関係団体の活性化を図る必要があり、学習情報の提供や事例照会等、情報・アイデア面での支援を行うとともに、組織運営面での支援が必要です。

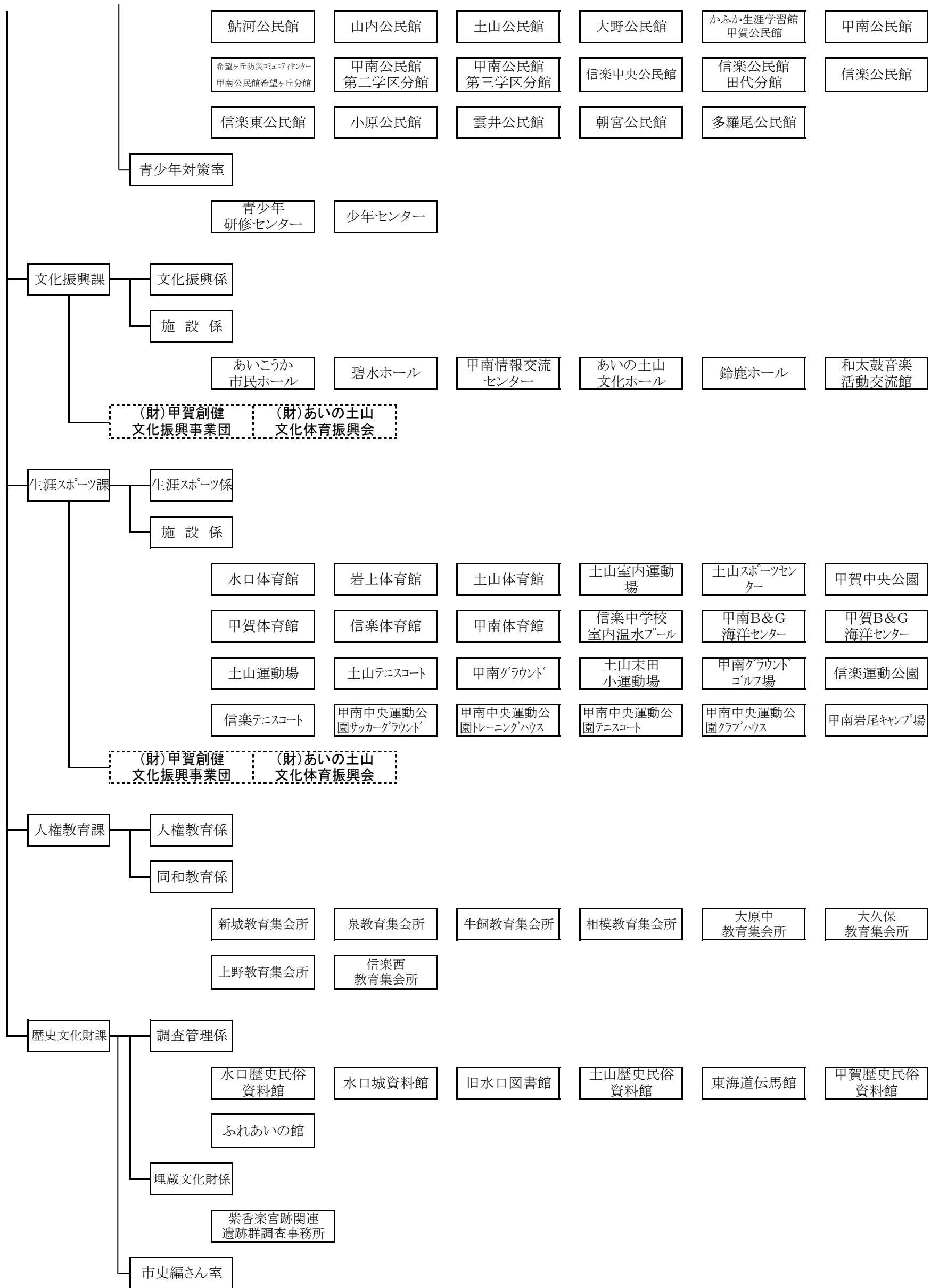
社会教育関係団体の活動は、地域活動を活性化し、市民が自分の住む地域に対する関心を深め、地域社会の連帯感を高めていくうえで不可欠であり、地域づくりやまちづくりに関し大きな期待を寄せています。

1. 社会教育関係団体への財政的支援

- ① ボーイスカウト
- ② ガールスカウト
- ③ 子ども会
- ④ 各種文化活動団体
- ⑤ 甲賀市青少年育成市民会議
- ⑥ 甲賀市人権教育推進協議会
- ⑦ 郷土史会
- ⑧ 甲賀市体育協会
- ⑨ 甲賀市文化協会
- ⑩ 甲賀市スポーツ少年団
- ⑪ 甲賀市PTA連絡協議会
- ⑫ 甲賀市女性の会

甲賀市教育委員会事務局 組織図





(8課 2室 16係 1機関)